

平成30年3月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 大門孝至

平成28年(ワ)第24543号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年12月14日

判 決

5

神奈川県横須賀市

原 告

柳 田 辰 雄

同訴訟代理人弁護士

柳 原 敏 夫

東京都文京区本郷7丁目3番1号

被 告

国立大学法人東京大学

同 代 表 者 学 長

五 神 真 裕

同訴訟代理人弁護士

清 水 幹 介

同

清 沢 光

同

清 水 光

主 文

15

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

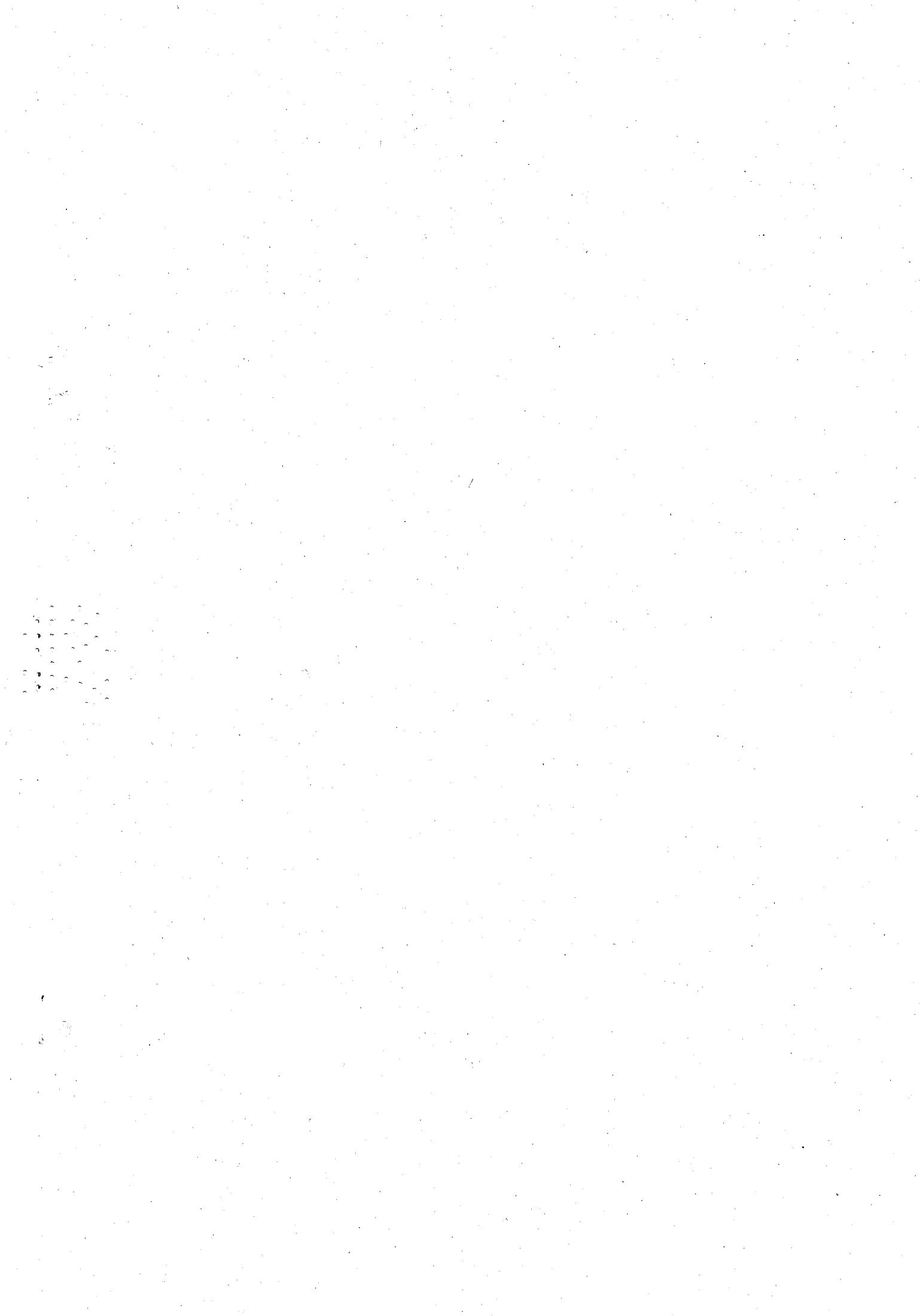
20

被告は、原告に対し、1円及びこれに対する平成28年8月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25

本件は、被告が設置する東京大学の教授（大学院研究科の一である新領域創成科学研究科（以下「新領域創成科学研究科」という。）に置かれた国際協力学専攻（以下「国際協力学専攻」という。）の教授）である原告が、平成21年から平成22年にかけて実施された被告の国際協力学専攻の教授選考について、一度は選考を行う分野を国際政策協調学分野とすることが定められたにもかかわらず、研



究科や専攻内規の定める手続を履践せず、選考を行う分野を社会的意意思決定分野に変更したことについて、これにより原告の学問の自由が侵害されたとし、被告には、東京大学の教員の学問の自由を侵害から保護するよう配慮すべき信義則上の義務（学問の自由保護義務）違反があると主張して、被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求として1000万円の一部である1円及びこれに対する訴状送達の日の翌日（平成28年8月9日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記した証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

10 (1) 当事者

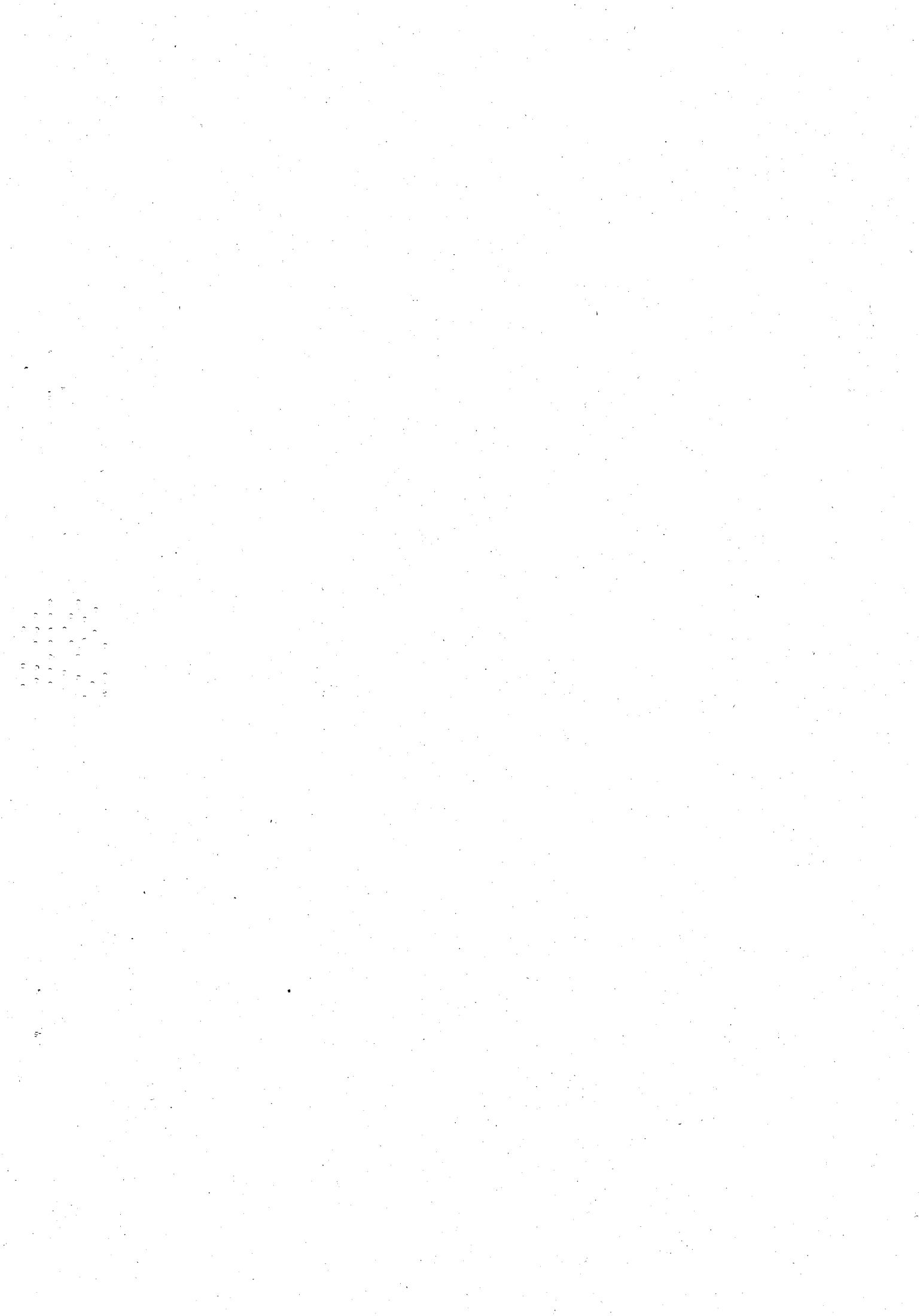
ア 原告は、平成21年当時から現在まで、国際協力学専攻制度設計講座（国際政治経済システム学分野）の教授である。

イ 被告は、東京大学を設置する国立大学法人であり、同大学の大学院研究科の一つとして新領域創成科学研究所が置かれ、同研究科に国際協力学専攻が置かれている（以下、上記研究科を含む大学院組織を「被告大学院」という。）。

15 (2) 被告大学院の組織等（別紙参照）

ア 東京大学の組織については、東京大学基本組織規則（乙3。以下「基本組織規則」という。）が基本となる事項を定めており、同規則28条1項に基づき被告大学院に新領域創成科学研究所が置かれている。

新領域創成科学研究所は、平成10年4月に修士・博士課程のみの独立研究科として新設された研究科であり、その組織及び運営については、基本組織規則に基づき、東京大学大学院新領域創成科学研究所組織運営規則（乙4。以下「研究科組織運営規則」という。）が必要な基本的事項を定めている。同研究科には、3つの研究系（環境学研究系、基礎科学研究系、生命科学研究系）が置かれ、このうち環境学研究系は、国際協力学専攻を含む6の専攻と1の教育プログラムから成り、さらにこのうちの国際協力学専攻は、制度設

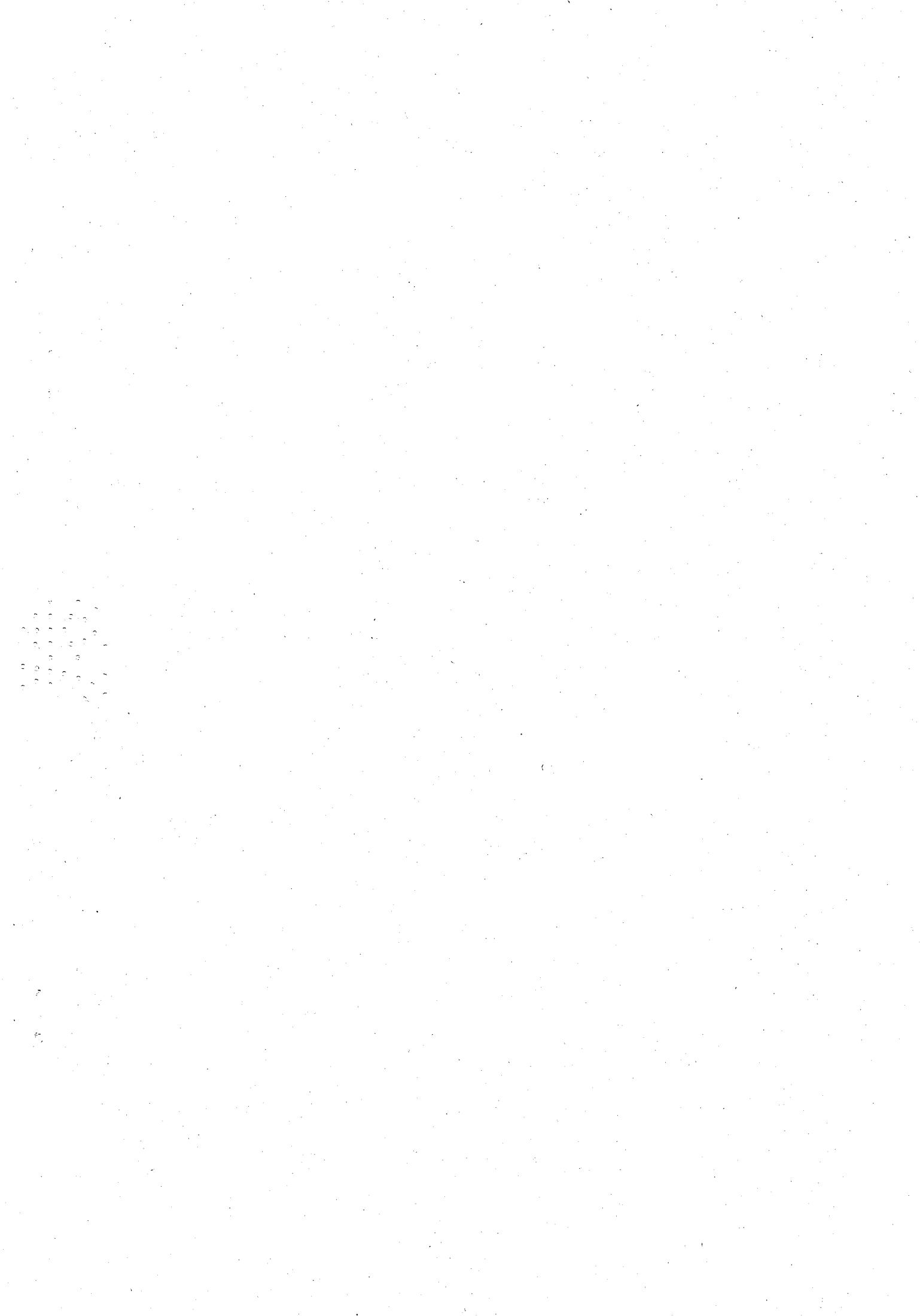


計講座、開発協力講座、資源環境講座の3つの基幹講座から構成されていた。

専攻は、被告からの予算配分の最小単位であり、国際協力学専攻は、平成18年4月1日の改組により、環境学専攻が環境学系に格上げされるとともに、従来の国際環境基盤学大講座（以下「大講座」という。）から格上げされ設置された。

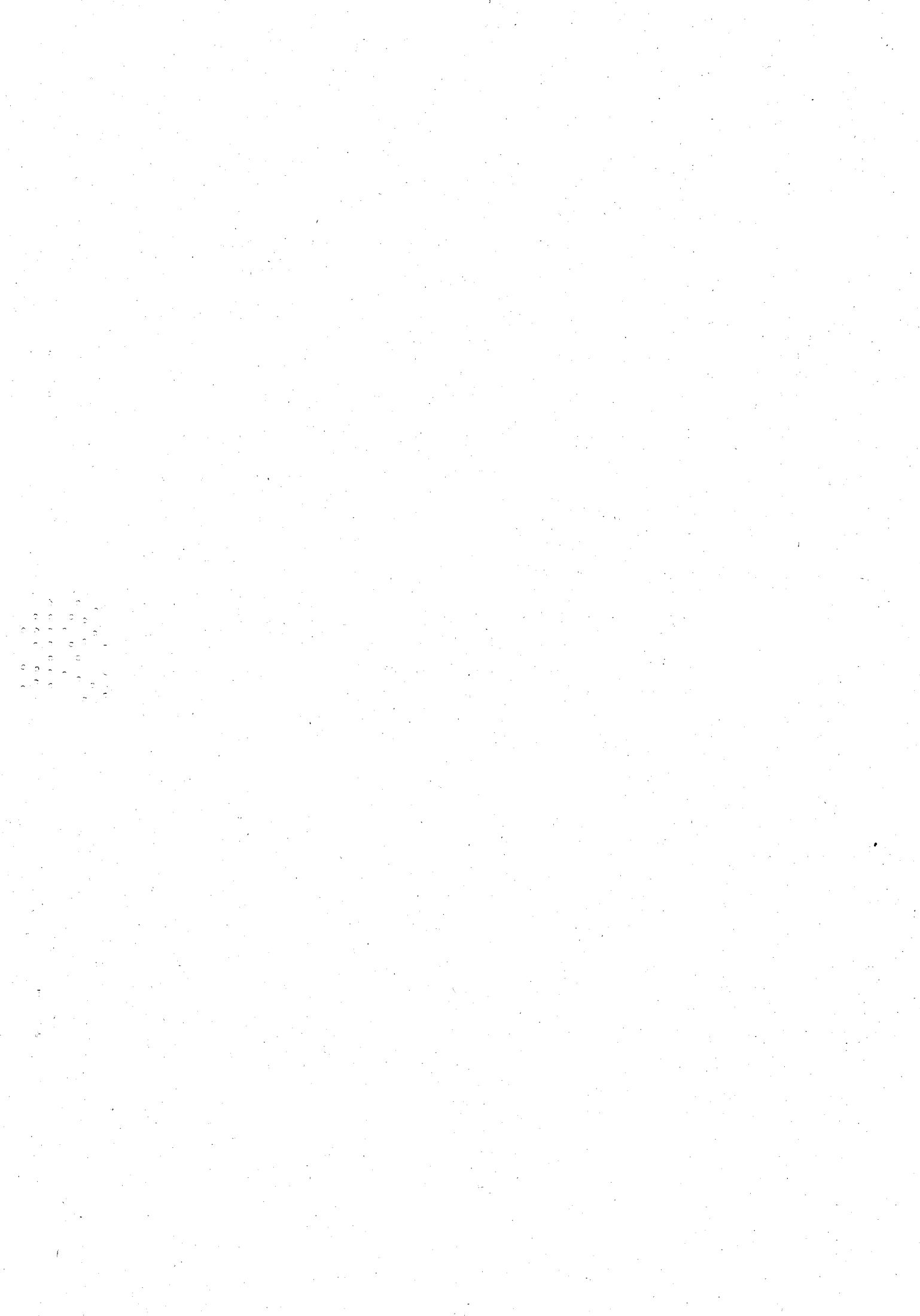
イ 各研究科には、教授会が置かれ、当該研究科の教育研究に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則等によりその権限に属する事項を行うこととされている（基本組織規則29条。ただし、①教育課程の編成及び授業担当に関する事項、②学生の入学及び試験に関する事項、③学生の身分に関する事項、④学位論文の審査に関する事項、⑤その他研究科の教育に関する重要事項については、別途研究科に教育会議を置くこととされ、その所管とされている（基本組織規則30条。）。また、必要がある場合には、別に規則により定めるところにより専攻に教授会を置くことができるとされている（基本組織規則29条）。

新領域創成科学研究科では、上記基本組織規則の定めに基づき、研究科に研究科教授会が置かれ、研究科基幹講座の教授、准教授及び同教授会において認められた専任講師をもって組織するとともに（研究科組織運営規則5条）、研究科学術経営委員会（以下「学術経営委員会」という。）を置くとし、研究科教授会及び同教育会議は、その審議・決定事項の一部を学術経営委員会に委任することができるとしている（同規則12条）。そして、各研究系には、当該研究系に所属する基幹講座の教授、准教授及び研究系会議において認められた専任講師をもって組織する研究系会議が置かれ、研究科の教育研究に関する重要事項のうち研究系に関する事項について審議し、研究科教授会に諮る原案を議決するものとされているところ（同規則6条）、環境学研究系においては、具体的に次の4つの事項、すなわち①研究系長の選出に関する事項、②研究系に所属する基幹講座、協力講座、連携講座並び



に寄附講座等の教員人事に関し、学術経営委員会から諮問された事項、③研究系における将来計画に関する重要事項、④研究系における予算に関する重要事項が研究系会議の審議事項として定められているほか（新領域創成科学研究科環境学研究系の組織及び運営に関する内規（甲33。以下「環境学研究系組織運営内規」という。）4条）、研究系の教育研究に関する重要な事項を審議及び決定するために、研究系拡大会議を置き、研究系に所属する教授、准教授及び研究系拡大会議において認められた専任講師をもって組織することとされている（環境学研究系組織運営内規8条、19条）。さらに、各専攻には、専攻ごとに、その専攻に属する基幹講座の教授、准教授及び専任講師をもって組織する基幹専攻会議を置き、①専攻長の選出及び②専攻の人事、研究、予算その他必要な事項を審議及び決定するとされている（環境学研究系組織運営内規22条ないし24条）。

ウ 各研究科には、当該研究科教授会の議に基づき総長が任命する研究科長が置かれ、当該研究科に関する校務をつかさどり、研究科教授会主宰し、所属教職員を統督するものとされ、これには当該研究科の教授をもって充てることとされていた（基本組織規則31条。なお、新領域創成科学研究科における任期は2年で再任不可とされている（研究科組織運営規則8条。）。専攻には、専攻に関する校務をつかさどる専攻長を置くことができ、これには当該専攻の教授を充てることとされているところ（基本組織規則32条）、新領域創成科学研究科においては、研究系ごとに、研究系会議の構成員である教授のうちから同会議において選出する研究系長が置かれ、当該研究系の校務をつかさどり（研究科組織運営規則10条。なお任期は2年で、引き続き4年を超えて在任することはできないものとされている（同条。））、各専攻には、当該専攻に関する校務をつかさどる専攻長を置くこととされ（研究科組織運営規則11条）、環境学研究系においては、専攻長は専攻を代表し、その管理運営を統括する旨定められており、その選出方法は、専攻ごとに定



めるものとされている（環境学研究系組織運営内規29条、30条）。

エ 新領域創成科学研究科の基幹講座（制度設計講座、開発協力講座、資源環境講座）に所属する教授、准教授及び専任講師の選考については、同研究科教授会において定められた新領域創成科学研究科教員選考内規（甲3.2の1、乙5。平成19年4月26日の改正後のもの。以下「教員選考内規」という。）があり、概ね次のとおり定められていた。

(ア) 各専攻は、選考を行う分野及びポストについて、学術経営委員会に対して発議することができる。

学術経営委員会は、発議された分野及びポストについて審議し、選考を行う分野及びポストを決定し、これを教授会構成員に通知するとともに、選考委員会を設置する（以下「選考委員会」という。）。選考委員会は、学術経営委員会が、研究科教授会の構成員である教授、准教授又は専任講師の中から、発議した専攻から推薦された者3名、他の分野に所属する者2名及び学術経営委員会委員2名（選考の対象が教授である場合には教授が、准教授である場合には教授又は准教授）を選任して組織する。

(イ) 選考委員会は、選考を発議した専攻が所属する研究系会議において、審査結果を報告し、研究系会議はその結果について審議し、決定する。

研究系長は、上記決定を学術経営委員会に報告し、学術経営委員会はその決定を承認するか否かを審議し、決定する。

学術経営委員会委員長は、上記決定を研究科教授会構成員全員に通知する。

オ 教員選考内規の概要は前記エのとおりであり、選考を行う分野及びポストに係る発議専攻における発議内容の決定方法や、学術経営委員会における審議・決定の方法に関する定めは置かれていない。ただし、後者については、以下のとおり、平成15年9月17日の学術経営委員会において、「教官選考に当たっての分野及びポストの審議に関する申合せ」（以下「分野選定に

関する学術経営委員会申合せ」という。)が承認され(甲50の2),その後の学術経営委員会において,さらに具体的に選定手順の概要を示した資料(甲51の3,52の2)も作成・承認されている。

(ア) 分野選定に関する学術経営委員会申合せ

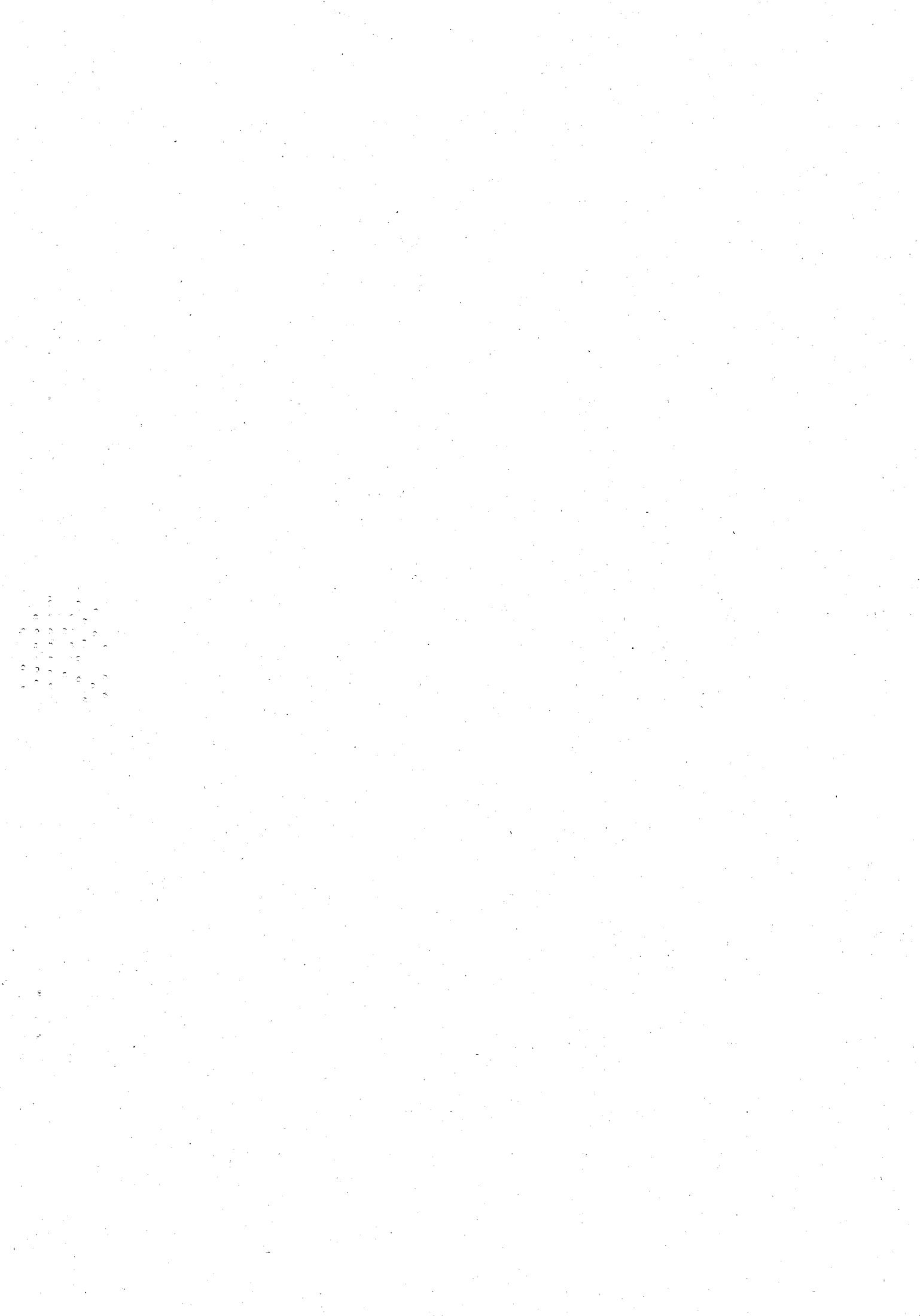
教員選考内規の定める学術経営委員会における分野及びポストの審議に当たっては,当分の間以下の手順を踏むものとする。

- a 学術経営委員会は,分野及びポストの審議に際して,分野選定委員会を設置する(以下「分野選定委員会」という。)。
- b 分野選定委員会は,学術経営委員会が研究科教授会の構成員である教授のうちから選任する委員をもって組織する(人数構成等は選考委員会と同様。なお,構成員を教授のみとする理由として,同日の学術経営委員会の資料で,「ポストの決定」(教授,助教授,講師の別の決定)を行うこととなる点が指摘されている。)。
- c 分野選定委員会は,学術経営委員会において審査結果を報告し,学術経営委員会がその可否を審議し決定する。
- d 以下の注記がある。

① 「分野及びポスト」の変更が生じる場合は,再度発議からやり直す。

② 分野選定委員会では,「分野及びポスト」の重要性について以下の点を含めて審議する。

- 発議に至った経緯
- 発議する分野とその研究教育内容
- 専攻あるいは領域における提案分野の位置づけ(分野の全貌とその中の必要性)
- 提案ポスト(教授,助教授,講師)とその理由
- 期限付きか否か,公募か否か



(イ) 選定手順の概要資料

選定プロセスの全工程として、専攻長が系長に対象ポストを提案して了解を得、系長が研究科長に事前説明した上で、学術経営委員会で分野選定委員会を提案すること等が記載されているが、それ以前の発議専攻内での意思決定等のプロセスに係る言及はない。

5

カ 平成21年当時、国際協力学専攻には、制度設計講座に原告（国際政治経済システム学分野）、開発協力講座に國島正彦教授（都市環境学分野。以下「國島教授」という。）、山路永司教授（農業環境学分野。以下「山路教授」という。）及び吉田恒昭教授（開発技術政策学分野。以下「吉田教授」という。）、資源環境講座に中山幹康教授の合計5名の教授及び制度設計講座に湊隆幸准教授（以下「湊准教授」という。）、開発協力講座に戸堂康之准教授（以下「戸堂准教授」という。）、資源環境講座に堀田昌英准教授（以下「堀田准教授」という。）の合計3名の准教授が在籍しており、國島教授が国際協力学専攻の専攻長を務めていた。

10

15

(3) 本件に係る国際協力学専攻における教授選考の経過概要

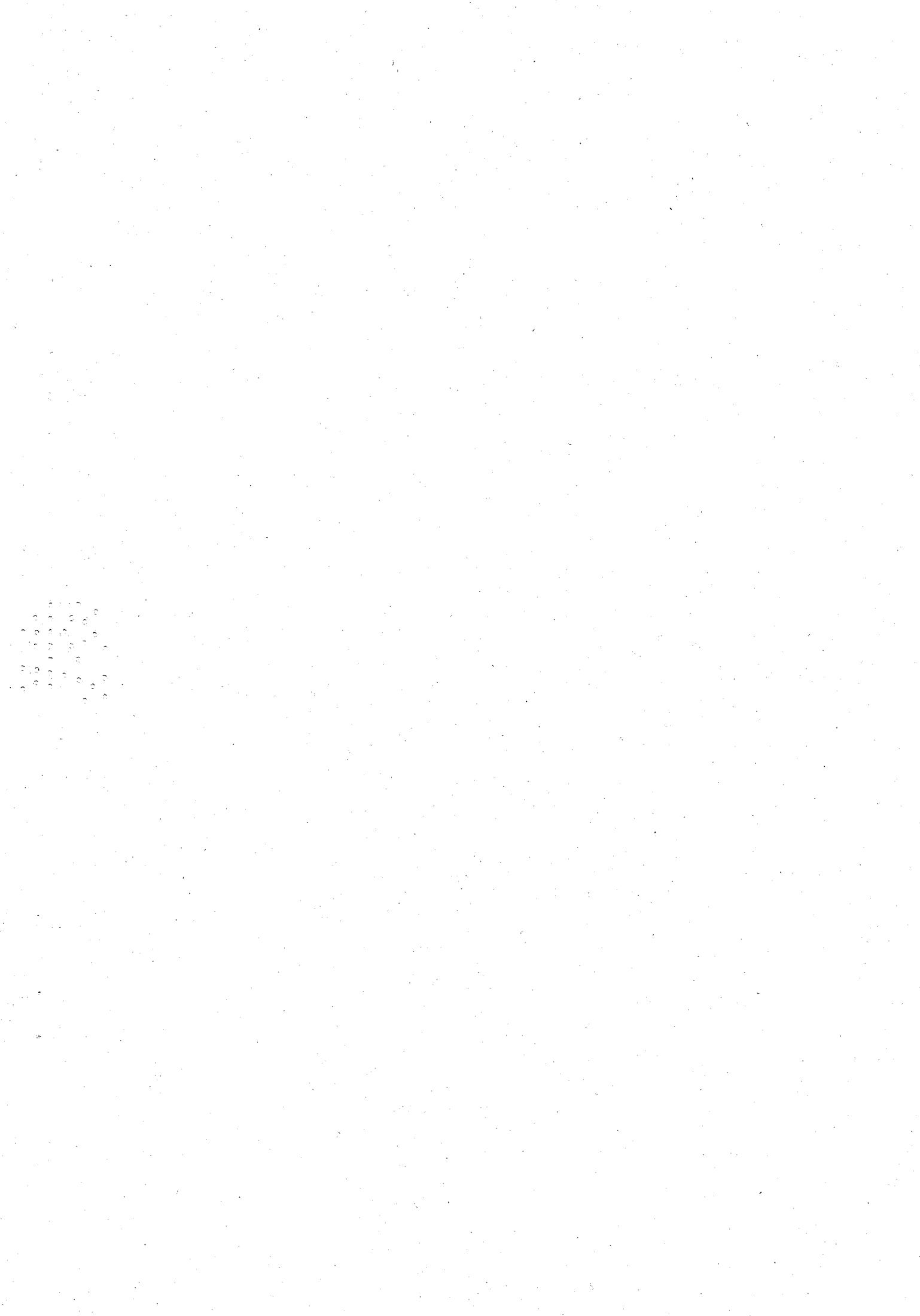
ア 学術経営委員会は、大講座で開発環境政策学分野を担当していた教授が平成17年3月に退職したことを受け、同年7月6日、分野選定委員会の設置を承認した。同委員会は、上記分野を国際政策協調学分野に変更する発議を妥当と判断し、同結論は同年7月20日の学術経営委員会において承認された。（乙9の1・2）

20

学術経営委員会は、これに基づき選考委員会を設置し、国際政策協調学分野の教授ポストの公募が実施されたが、適切な候補者を得ることができず、結局同ポストは平成21年3月に至るまで空席のままであった。

25

イ 開発協力講座（開発技術政策学分野）の吉田教授が平成22年3月に退職予定であり、同教授ポストの補充の要があつたこと等から、平成21年5月13日の学術経営委員会に、同ポストに係る分野選定委員会設置案が上程さ



れるとともに、長く空席となつたままであった制度設計講座（国際政策協調学分野）教授ポストに係る選考委員会設置案が上程され、承認された（甲7の1ないし3）。

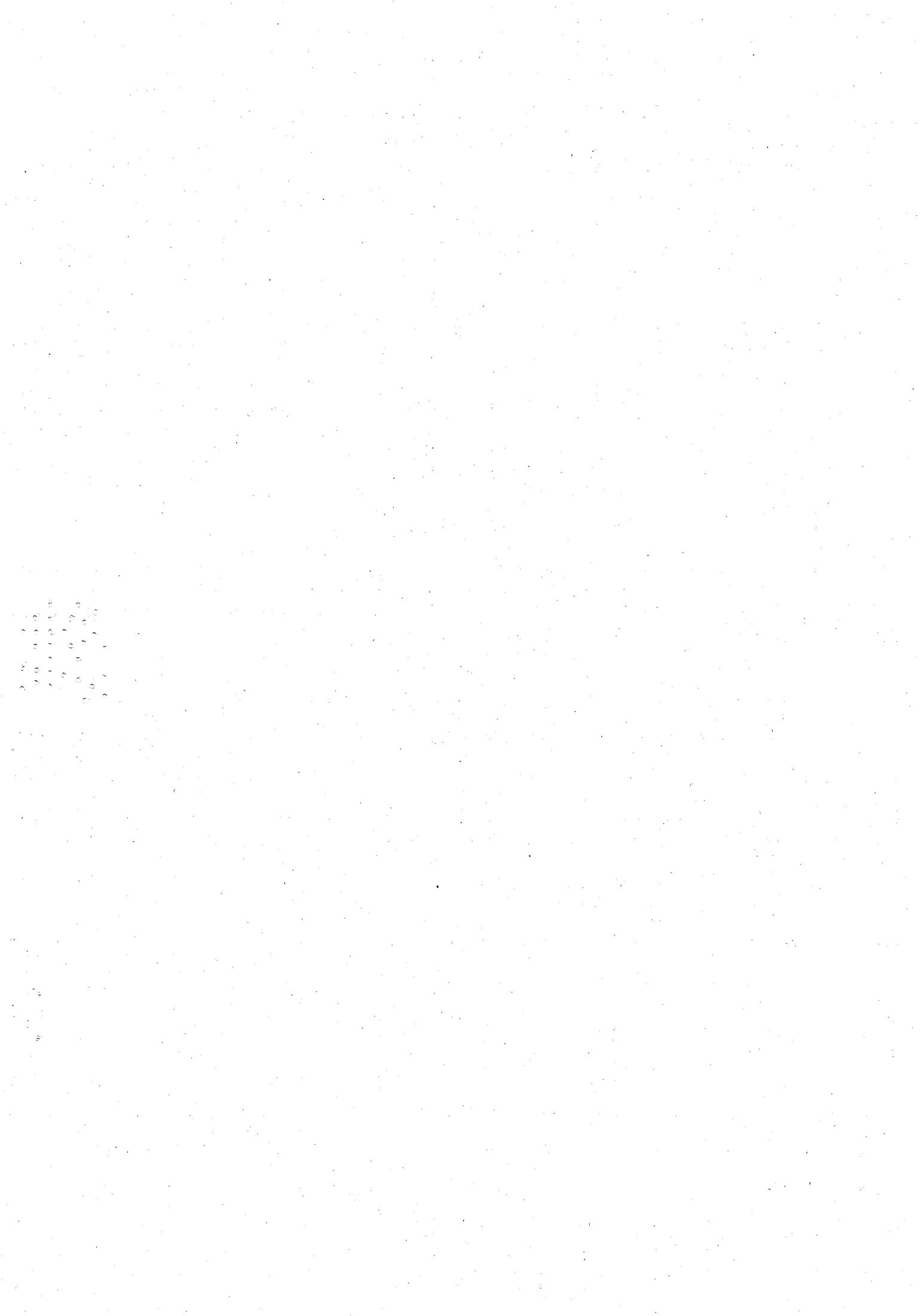
ウ 同年11月25日の学術経営委員会において、開発協力講座の教授ポストに係る同月11日の分野選定委員会の審議結果（開発政策学分野への変更を承認）については次の学術経営委員会で再審議することとされるとともに、国際政策協調学分野に係る分野選定委員会設置案が了承され、発議専攻からは原告のほか國島教授及び中山教授を委員とする分野選定委員会が設置された（甲14の1ないし3。以下「本件分野選定委員会」という。）。

エ 同年12月9日の学術経営委員会においては、開発協力講座に係る分野選定委員会の審議結果（分野変更）について再審議が行われ、承認されるとともに、本件分野選定委員会の同年11月25日の審議結果（平成18年度の公募で適任者を人事選考できず約3年を経過した教授ポストの分野について再度慎重に審議した結果、これを新たに「社会的意志決定分野」の教授ポストとすることが提案され、全員一致で承認されたとするもの）について、次の学術経営委員会で再審議することとされた（甲18の1ないし3）。

同年12月24日の学術経営委員会は、本件分野選定委員会の上記審議結果を再審議の上で承認し、当該教授ポストに係る選考委員会の設置を決定した（甲20の1ないし3。以下「本件選考委員会」という。）。

オ 本件選考委員会は、同月中に社会的意志決定分野の教授ポストについての公募を開始し、最終的に、平成22年6月14日、堀田准教授（国際協力学専攻資源環境講座）を同ポストの最適任者と判断し、同結論は、同年10月14日に研究系会議において承認され、同月20日の学術経営委員会において承認された（甲31の1・2）。

なお、同年5月12日の学術経営委員会において、本件選考委員会の委員を原告から山路教授に変更することが承認され、原告は本件選考委員会から



外れている。

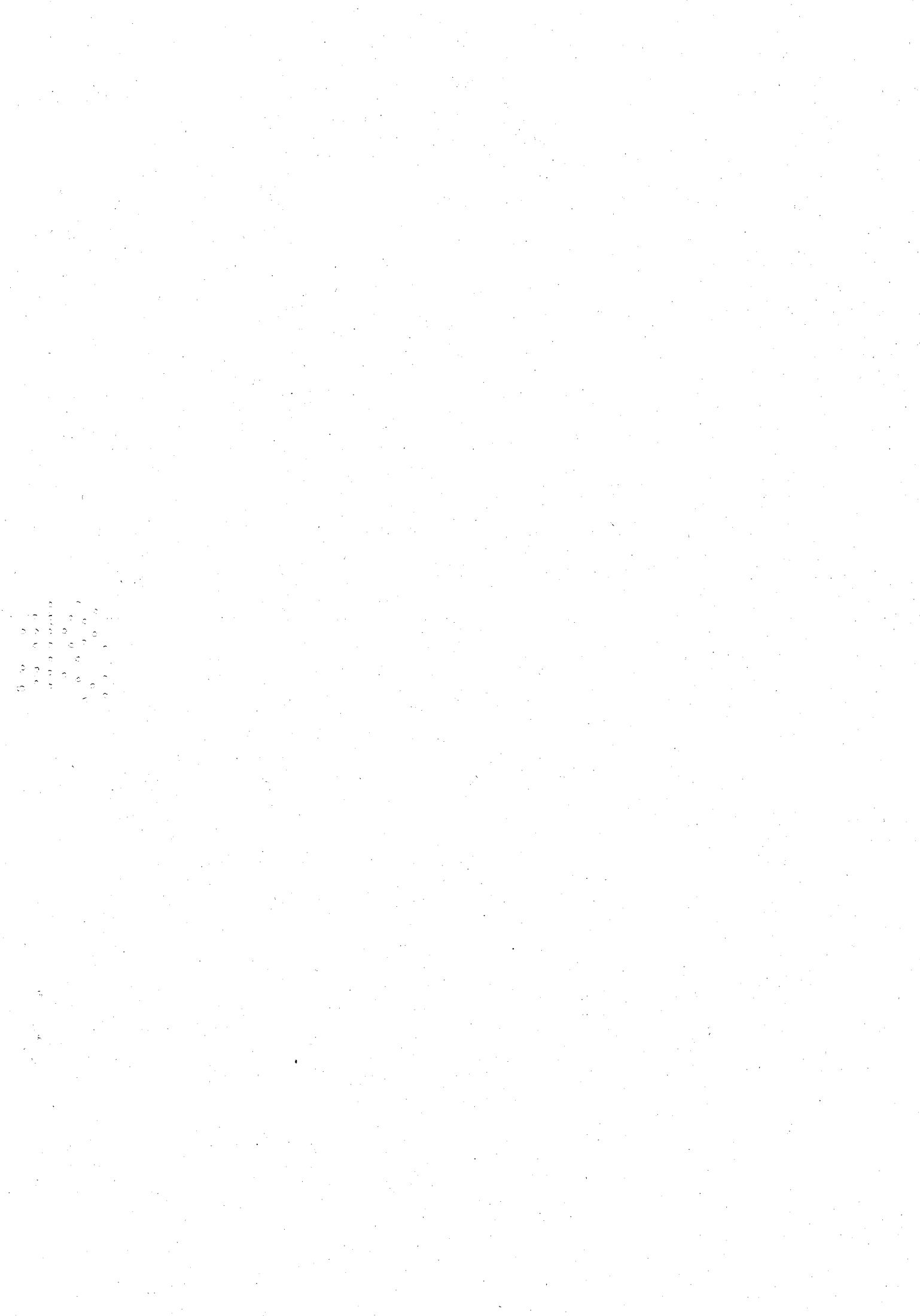
力 開発政策学分野の教授ポストには、湊准教授も応募したところ不採用となり、最終的に開発協力講座の戸堂准教授が最適任者と判断され、平成22年12月1日、制度設計講座社会的的意思決定分野の教授として堀田准教授が、開発協力講座開発政策学分野の教授として戸堂教授がそれぞれ採用された（以下「本件両人事」という。また、このうち選考分野の変更（以下「分野変更」という。）以前の過程も含め、制度設計講座社会的的意思決定分野の教授ポストに係る選考を「本件選考」という。）

(4) その後の経過

ア 原告及び湊准教授は、平成24年2月、本件両人事に関し、①国際協力学専攻の内規を無視して基幹専攻会議の決議なく進められたもの（何ら存立根拠のない一部の教授の任意の集まりにすぎない教授懇談会において進められたもの）であって手続的に違法である、②公募と称しながら実際には堀田准教授などを教授として採用することがあらかじめ決まっていた出来レースであって実体的に違法であるなどと主張し、被告及び國島教授らを被告として、当庁に対し不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した（当庁平成24年(ワ)第4734号損害賠償請求事件。以下「本件前訴」という。）。この中で、湊准教授は、本件両人事の実体的違法（出来レース）により、応募者として研究教育業績や能力などの審査・選考の正当な手続を受ける権利を侵害されたとして、感謝料等の支払を求め、原告自身は、a) 正当な理由なく、不法に本件選考委員会委員を解任したことにより、本件両人事について公式の場で発言する権利を侵害されるとともに、b) 実体的にも手続的にも違法な本件両人事を是正し、文字通りの公募が行われるよう、被告及び研究科に異議申立て等様々な活動をしてきたところ、これにより本業である研究教育業務に従事する権利（少なくとも280時間分）を侵害されたとして、282万円（遅延損害金とも）の支払いを求めた。（甲37, 59）

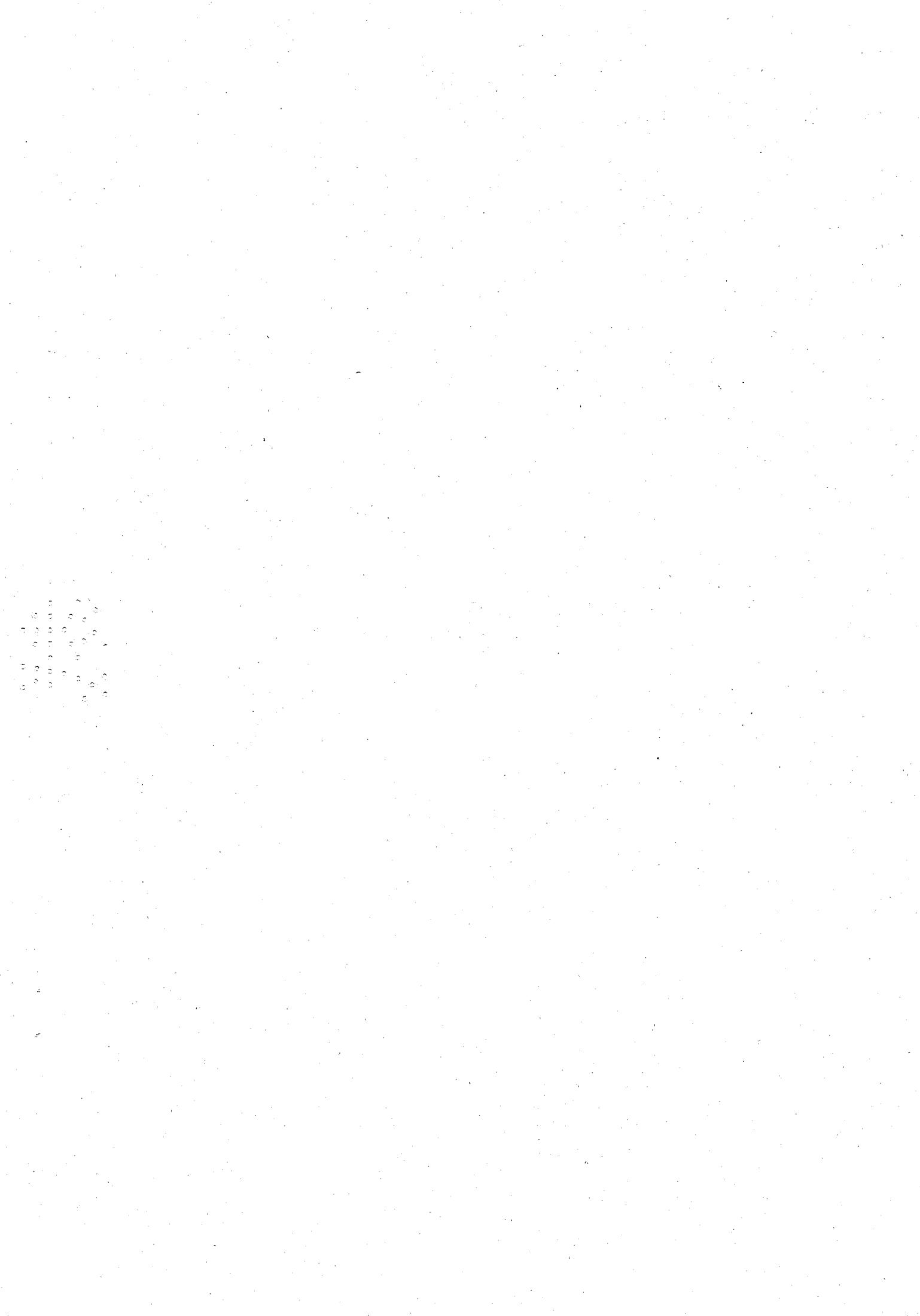
イ 本件前訴について、裁判所は、平成26年10月14日、原告らの請求をいずれも棄却する旨の判決をした（甲37。以下「本件前訴第一審判決」という。）。その理由として、要旨以下のようない判示がある。

- (ア) 原告は、前記ア①の手続的違法について学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかった点を挙げるところ、本件両人事は、後記のとおり平成21年頃までには共通認識となっていた教授懇談会の判断を踏まえて、学術経営委員会に対し、開発協力講座の「開発政策学分野」及び制度設計講座の「社会的的意思決定分野」の2つの教授ポスト人事について選考を行う旨の発議がされ、これを受けて選考が行われたことが認められる。確かに環境学研究系組織運営内規によれば、専攻として学術経営委員会に発議する分野及びポストの決定に当たっては、教授、准教授及び専任講師の出席する基幹専攻会議でこれを審議・決定するのが最も内規に忠実な取扱いであったとはいえるものの、1) 本件両事が、国際協力学専攻の2つの教授ポストをめぐり同専攻に在籍する3名の准教授が争う構図が強く予測されるものであって、その決定に准教授及びその影響を受けやすいと考えられる専任講師を関与させることが適切とは言えない事情があったというべきであり、教員選考内規でも、選考対象が教授である場合には、教授が選考委員になるものと定められ、選考手続に准教授以下の関与は排除されていること、2) 基幹専攻会議が開かれる場合でも、議題によっては、准教授以下の構成員は退席させ、教授のみで決定するという手続も適宜採られていたことが認められること、3) 他の専攻においても、明文の内規はないものの、教授選考には教授のみが関わるという運用がされていたことが認められること、4) 教授懇談会による意思決定は、教授のみが決定に関与する基幹専攻会議による意思決定と実質において異なること等を併せ考えると、少なくとも本件両人事について基幹専攻会議で審議・決定せず、教授のみで構成される教授懇談



会で意思決定したからといって、違法な手続によるものと解することはできないし、5) 仮にそのような形式面に専ら着目して当該発議の手続に瑕疵を認める余地があるとしても、平成22年3月11日に開催された基幹専攻会議において、国際協力学専攻に所属する教授及び准教授8人全員の参加の下、原告及び湊准教授が提起した手続上の疑義をめぐる意見交換を経た上で、従前進めてきた選考手順（上記発議の手続を含む。）に従って本件両人事についての選考を進めるとの方針が國島教授から示され、これが承認された事実が認められる以上、手続上の瑕疵は治癒されたものと解することができる所以であり、学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかった点の手続上の違法をいう原告の主張は採用できない。

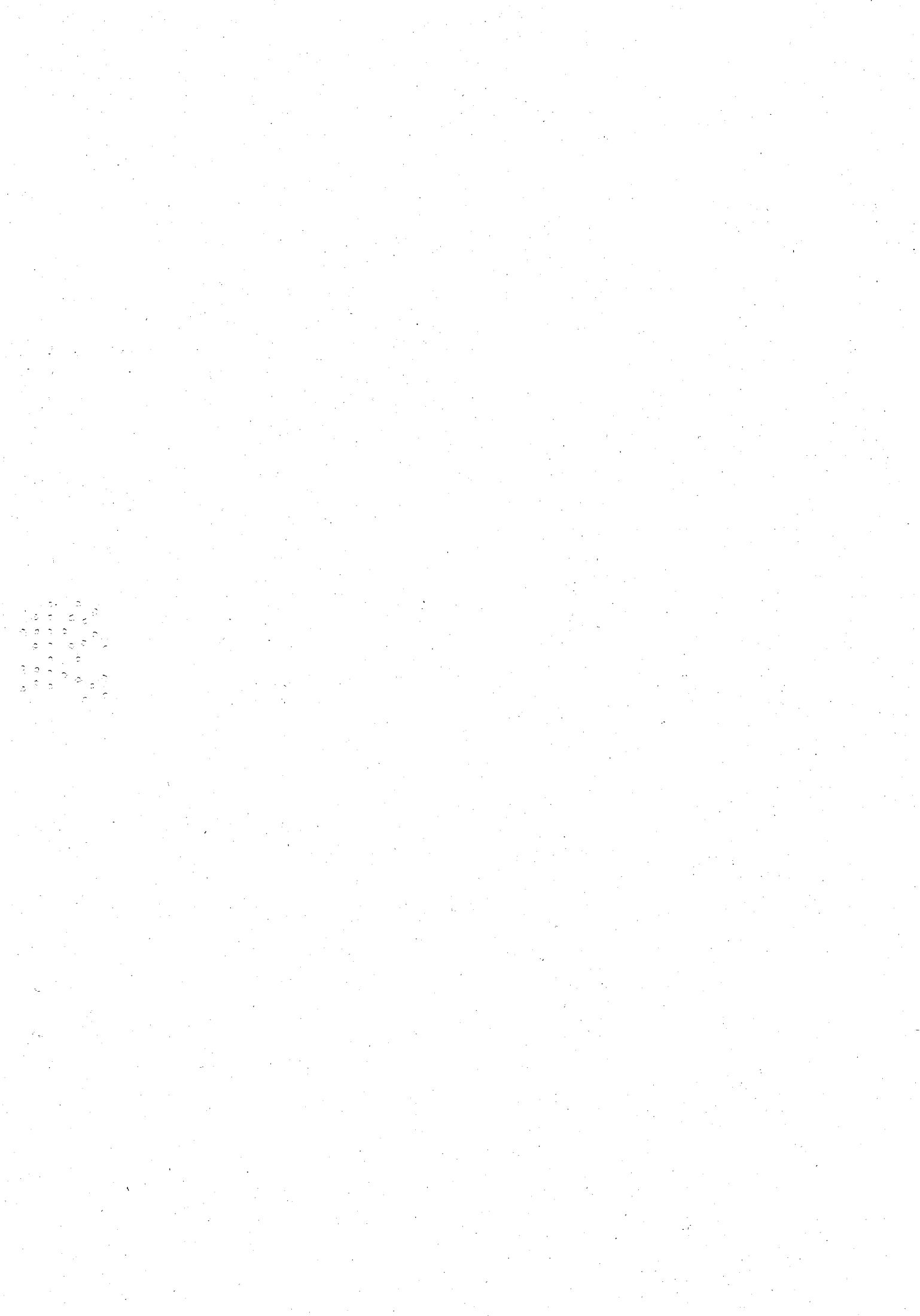
(イ) また、前記ア②の本件人事が出来レースであって実体的に違法であるなどとする点については、国際協力学専攻では、平成20年度以降、制度設計講座（国際政策協調学分野）及び開発協力講座（開発技術政策学分野）の2つの教授ポストに適任者を迎えるべく、専攻長である國島教授を中心に、同専攻の教授全員で分担して意見交換をしながら、外部の人材の情報収集、候補者からの意向聴取等を進めたが、当初想定していた外部からの人材の招へいには成功しなかったこと、こうした手続は同専攻の教授によって構成される教授懇談会において進められ、基幹専攻会議に報告等はされなかつたこと、結局平成21年頃までには、開発協力講座の開発技術政策学分野を開発政策学分野に、制度設計講座の国際政策協調学分野を社会的意思決定分野にそれぞれ変更するとともに、前者の有力候補者として戸堂准教授を、後者の有力候補者として堀田准教授をそれぞれ想定することが教授懇談会の構成員の共通認識とされたこと等の事実が認められ、これらの事実からすれば、確かに本件両人事の公募が始まる以前の分野及びポストの発議の段階で既に具体的な有力候補者が想定され、専攻内の教授に



おいて有力候補者についての共通認識が形成されていたとはいえるとしても、より適任な者が現れることも想定して公募を行い、その結果を踏まえて改めて教授懇談会として最適任候補者を選定し、さらに選考委員会、研究系会議及び学術経営委員会において順次審議し最終的な決定に至るのであるから、公募前に有力候補者が想定されていたからといって直ちに実質的な意味での採用決定を意味するものでないことは明らかであるし、実際にも、公募結果を踏まえて最適任応募者を決定する教授懇談会において、国際協力学専攻の教授全員の出席の下、各教授が、個々の応募者について、研究能力、マネジメント能力、教育能力などの各教授の設定する評価基準に従った採点を実施し、最終的に1名の反対を除く3名の賛成により、戸堂准教授及び堀田准教授を各分野の最適任応募者として選考委員会に推薦することが決定されたことが認められるとし、これらの事実に照らしても、公募の結果を何ら踏まえることなく公募前の段階で想定されていた有力候補者をそのまま最適任応募者にしたなどと認めることはできない。

ウ 原告及び湊准教授は、本件前訴第一審判決を不服として控訴したが（東京高等裁判所平成26年（ネ）第5763号損害賠償請求控訴事件），控訴審裁判所は、同審における原告らの主張も踏まえて審理した上で、各控訴をいずれも棄却する旨の判決をした（甲38。以下「本件前訴控訴審判決」という。）。

同判決は、控訴審において原告らが国際政策協調学分野から社会的意思決定分野への募集分野の変更に関して教授懇談会ですら議論されておらず、専攻長であった國島教授が独断で決定した旨主張したことについて、原告は、教授懇談会で教授人事に関する協議が行われてきたことを認識し、実際にも教授懇談会に出席していたばかりでなく、平成21年11月25日の分野選定委員会にも委員として出席し、特段の発言をすることなく分野変更を了解していることが認められ、これに原告が制度設計講座に所属する唯一の教授



であったことを併せ考慮すると、それまでの間に原告が上記分野変更について全く知らされていなかったとは考え難いところであり、ルール変更が行われたのかもしれないと考えて変更を了解したとの原告の原審本人尋問における供述を採用することはできないとし、原告が同年10月26日の時点でおおきに国際政策協調学分野での募集を前提に同分野の候補者を推薦してもらうべく学内関係者と面談していたと供述する部分については、当該面談の趣旨や内容を客観的に裏付けるに足りる証拠がなく、その点に係る被控訴人の主張も踏まえると、上記面談の事実をもって、教授懇談会において募集分野の変更に関する意思決定が行われていなかったと認めることはできない旨判示している。

エ 原告及び湊准教授は、本件前訴控訴審判決を不服として上告及び上告受理申立てをしたが、同上告については、期限内に上告理由書の提出がされなかつたことから、平成27年5月7日に上告を却下する旨の決定がされ(乙1)、同上告受理申立て事件については、最高裁判所は、平成27年12月8日、同申立てを受理しない旨の決定をした(乙2)。

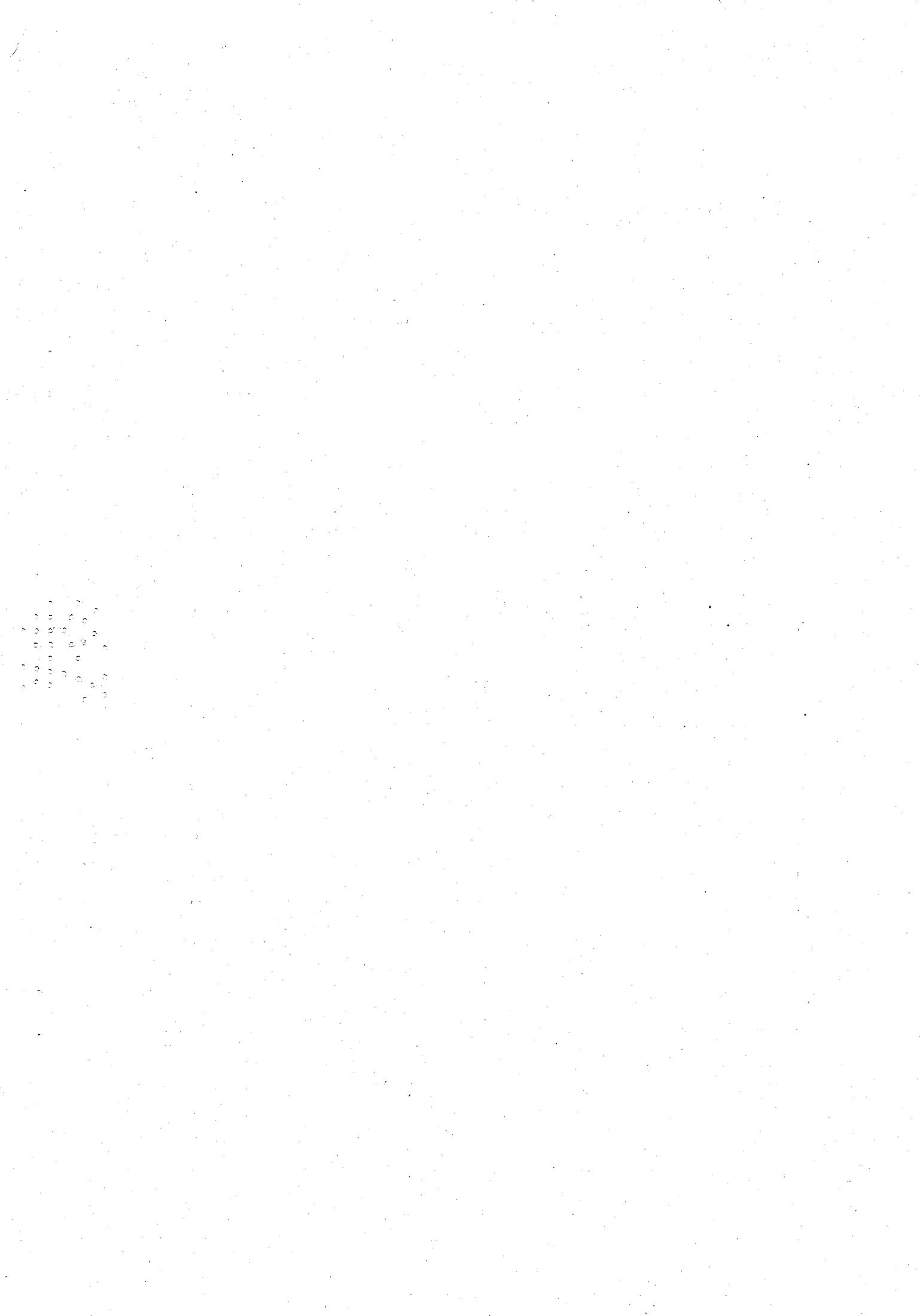
2 争点

(1) 本案前の主張

(被告の主張)

本件の訴えは、以下のとおり本件前訴の蒸返しであり、訴訟上の信義則に反するものとして、あるいは訴権の濫用として却下されるべきである。

ア 原告は、本件前訴において、本件両人事に関し、内規を無視したものであつて手続的に違法なものである旨主張し、その理由として学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定せず、教授懇談会の独断で行ったこと等を主張していたものであり、この点については、既に上記手続的違法をいう原告の主張は採用できない旨の判断がされ、確定している。



かかるに原告は、本件両人事のうちの社会的・意思決定分野に係る本件選考に関し、本訴において再び分野変更に係る手続的違法性を主張して損害賠償を求めているのであって、本訴が本件前訴の蒸返しであることは明らかである。

イ 原告は、本訴は専ら分野変更の点に焦点を当てたものであり、公募手続の違法を主張した本件前訴とは異なるなどと主張するが、前記のとおり、本件前訴においても分野変更に係る手続違背は争点となっていたのであって、本訴が、本件前訴の主要な争点について裁判所に採用されなかった自らの主張を再度持ち出して紛争を蒸し返すものであることは明らかである。

10 (原告の主張)

本件前訴は、平成21年12月以降の本件両人事に係る公募手続が、専攻内規を無視して教授懇談会により進められたことについての手続的違法性を問うものであったのに対し、本訴は、それ以前の段階、すなわち学術経営委員会が分野選定委員会の審議を経て一旦選考の分野及びポストを国際政策協調学分野の教授ポストと決定したにもかかわらず、専攻内規に反し改めて基幹専攻会議における分野変更の審議・決定に基づく発議を経ることも、改めて分野選定委員会の審議を経ることもなく、選考する分野及びポストを社会的・意思決定分野の教授ポストに変更したことに係る手続上の違法を主張するものであって、両者は、違法を主張する手続もその時点も異なり、主要な争点も異なる。

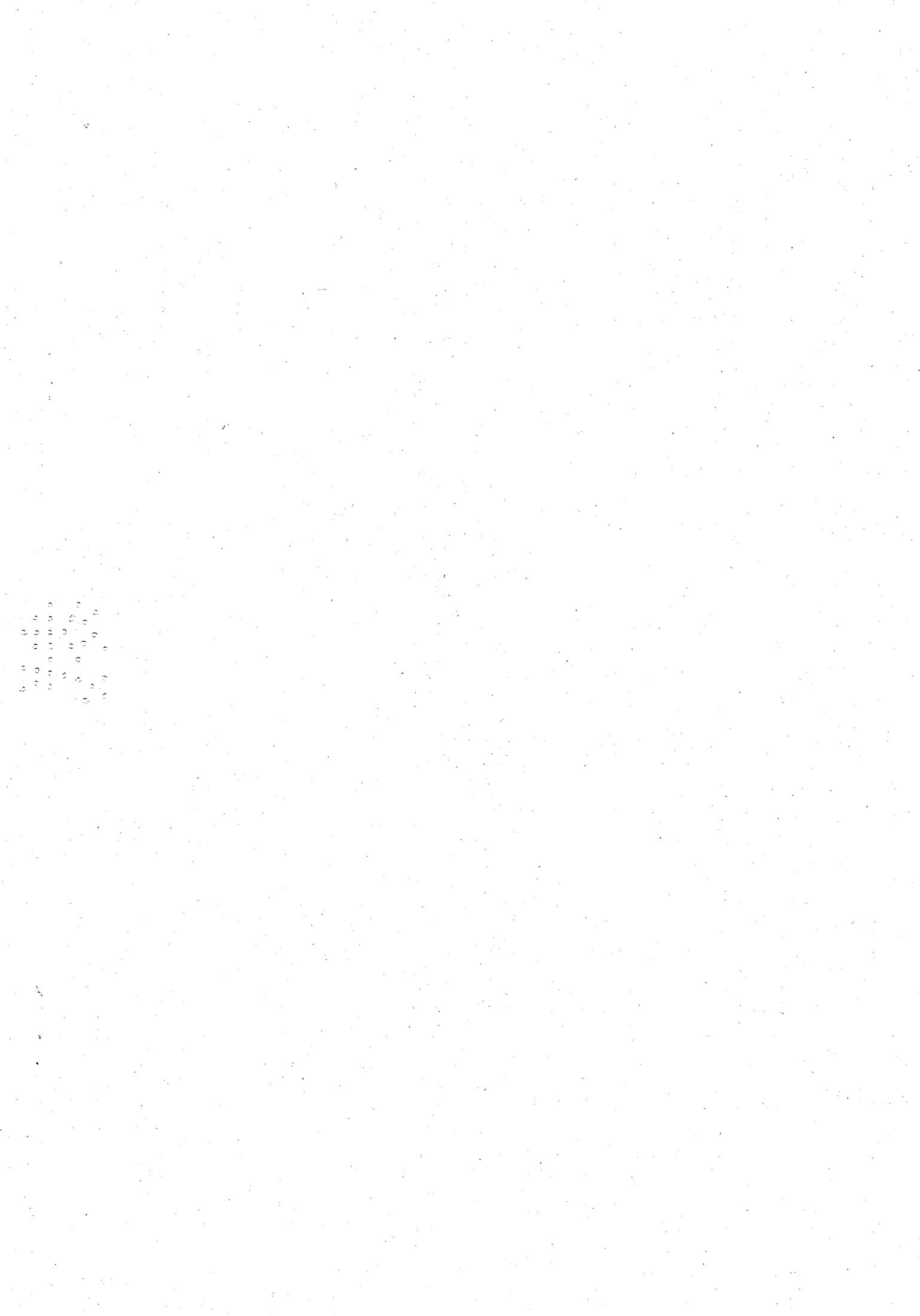
20 したがって、本訴が本件前訴の蒸返しには当たらないことは明らかである。

(2) 学問の自由に関する被告の保護義務違反の有無

(原告の主張)

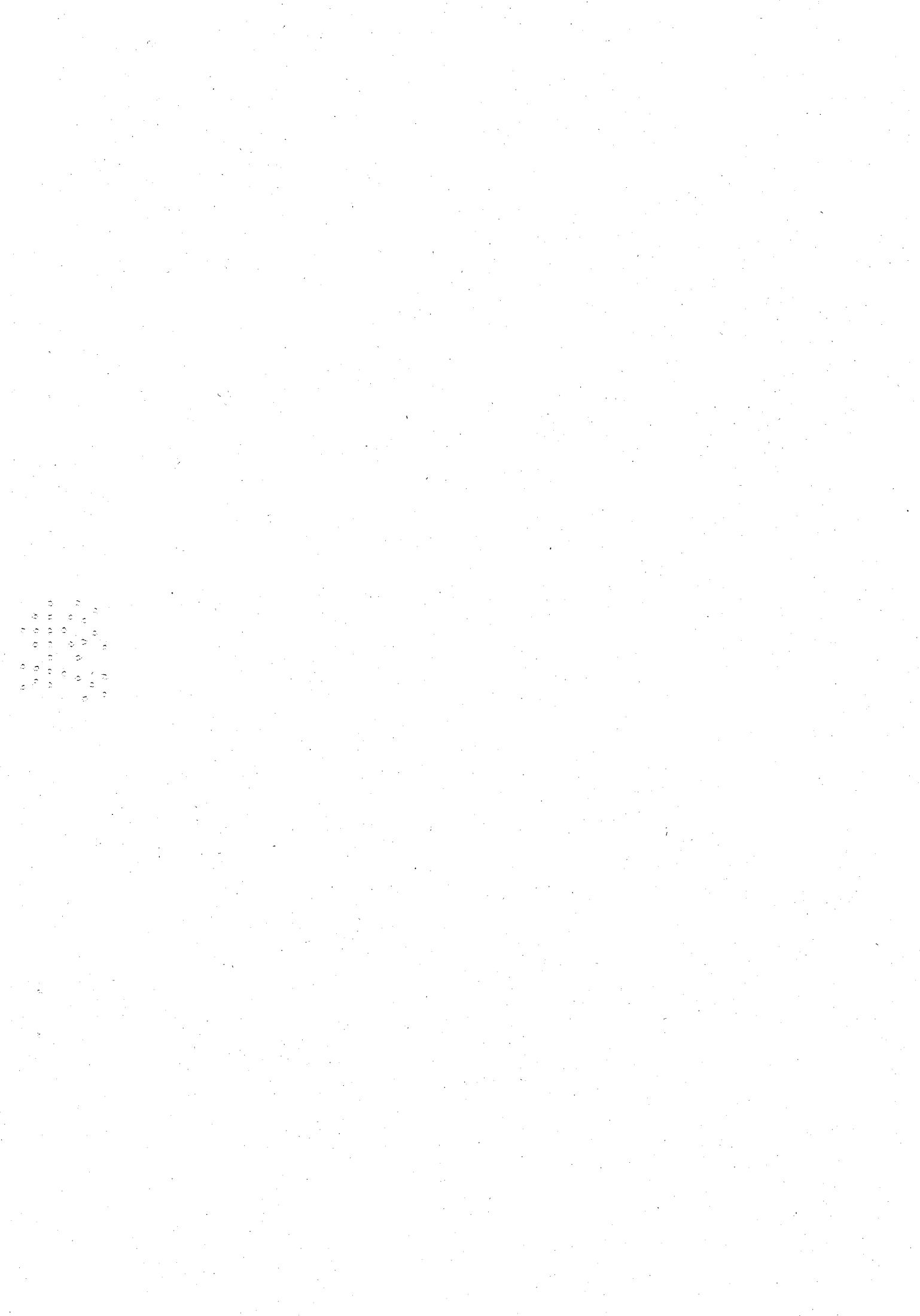
ア 本件選考における違法な分野変更

(ア) 教員選考内規によれば、新領域創成科学研究所の基幹講座に所属する教授の選考においては、各専攻が選考を行う分野及びポストについて学術経営委員会に対し発議することができ（教員選考内規2条）、学術経営委員



会は、当該発議された分野及びポストについて審議し、選考を行う分野及びポストを決定するとされ（教員選考内規3条），学術経営委員会は、同決定に基づいて選考委員会を設置して（教員選考内規4条），具体的な選考（人選）を進めることができられている。また、分野選定に関する学術経営委員会申合せによれば、学術経営委員会は、分野及びポストの審議に際して分野選定委員会を設置し、同委員会が学術経営委員会において報告した審査結果の可否について審議し、決定することとされ、分野及びポストの変更が生じる場合は、再度、発議からやり直すとされている。そして、環境学研究系組織運営内規によれば、専攻ごとに基幹専攻会議を置くこととし（環境学研究系組織運営内規22条），基幹専攻会議は専攻の人事を審議及び決定する（環境学研究系組織運営内規24条1項2号）と規定している。

- (イ) したがって、本件選考において、一旦分野選定委員会の審査を踏まえて選考を行う分野及びポストが決定され、国際政策協調学分野の教授ポストについての選考委員会が設置されて具体的な募集手続が開始されている以上、進行中の募集手続を中止して、新たな分野（社会的意志決定分野）での選考を進める（選考する分野を変更する）場合には、①国際協力学専攻の基幹専攻会議及び学術経営委員会に対し、進行中の募集手続中止の合理的理由を説明し、その承認を得なければならず、②新たな分野の選定（社会的意志決定分野への分野変更）について、国際協力学専攻の基幹専攻会議における審議・決定を経て発議をやり直す必要があるにもかかわらず、本件選考ではこれらの手続を欠いている上、③新たな分野の選定についての選定委員会の開催・審議・決定という手続も欠いており（平成21年1月25日にこれが開催され、分野変更について審議し、全員一致で承認した旨の審議結果報告書（甲18の3、同20の2）が存在するが、これは虚偽であり、該当する選定委員会は開催されていない。），本件選考には

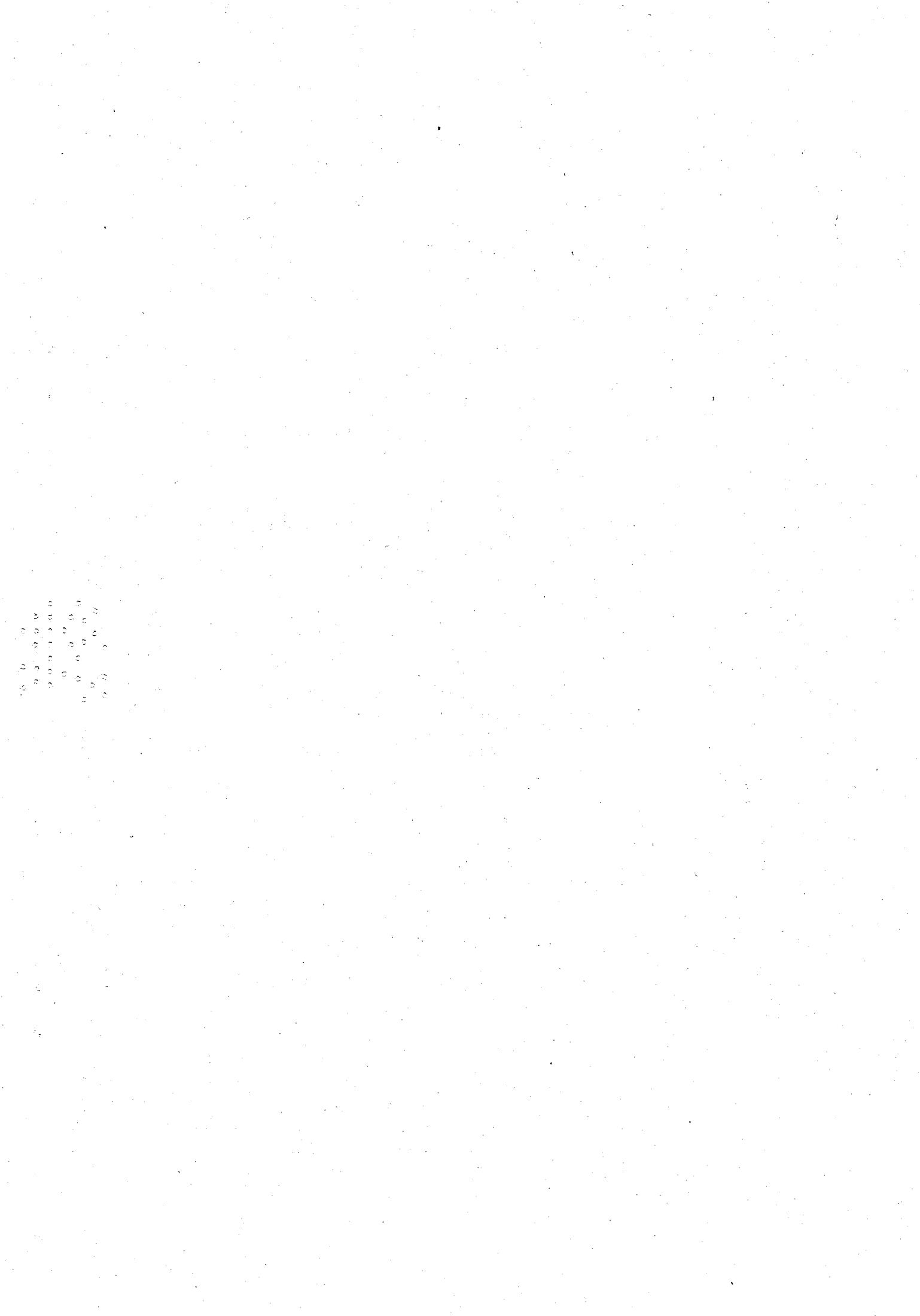


重大な手続的違法がある。

イ 上記手続的違法による原告の学問の自由の侵害

(ア) 新領域創成科学研究科の教員選考における分野及びポストの選定について前記ア(ア)に記載したような手続が定められ、発議専攻の基幹専攻会議における審議・決定が求められているのは、新領域創成科学研究科が、学際性をさらに推し進めた「学融合」という概念で新しい学問領域を創出することを目指して設置された研究科であり、伝統的な学問体系では扱いきれなくなった分野横断的な重要課題に取り組むために、各分野をリードする意欲的な教員を集めさせ、組織の壁を取り払った自由でオープンな研究教育環境の中で多様なメンバーが密に交流・協力し、人類が直面する新しい課題に挑戦していくことを基本理念としていることから、学融合という理念を実践するために、いかなる専門領域の組み合わせで教員を配置するか、とりわけ教員選考における分野の選定が、学融合を念頭においてどのような研究・教育の類（グループ）を構想するかという問題と深く関連した極めて重要な問題であるからである。そのため、分野選定を決める会議では、教授、准教授にとどまらず、未来の学会を担う助教にも積極的に発言する機会が確保されているのであり、発議の手続において、基幹専攻会議を経ることなく分野変更を決めることはあり得ない。

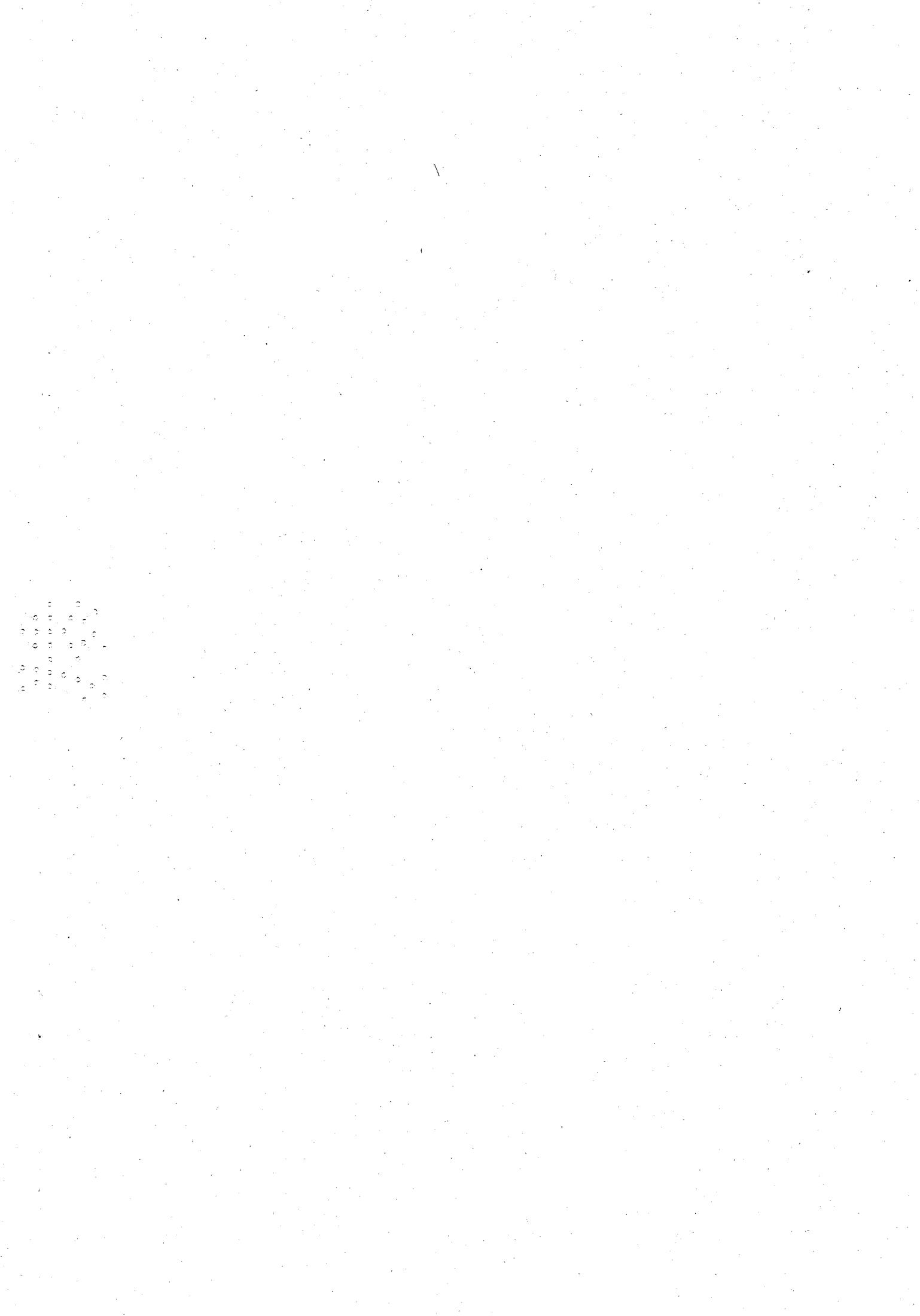
そして、原告は、この新領域創成科学研究科において、「国際システムの秩序と安定」を学問の対象とし、経済、政治、法が相互依存及び相互作用する国際社会の動態全体をリアルに捉えるために、国際社会における経済、政治、法の相互依存及び相互作用を正面から探求する研究方法を採用し、「国際政治経済システム学」、「国際政策協調学」及び「国際環境組織論」という3つの分野の研究者が相互交流・意見交換して「学融合」を果たすことによって「国際システムの秩序と安定」を探究することができると考え、制度設計講座に前記三分野の研究者を集めさせようと主導したもので



ある。その一角を担う国際政策協調学分野の教授ポストが社会的意思決定分野へと変更されれば、定員上の制約も考慮すると、実質的には国際政策協調学分野の廃止と言え、前記のような原告の追求する学融合による研究は不可能ないし重大な支障を生じる（湊准教授の具体的な研究教育分野は、国際政策協調学ではなく、協調政策科学であるし、教授ポストの実質的廃止となることは明らかであるから、同准教授の存在によって上記は左右されない。）。そして、本件選考において、本来あるべき手続が履践されていれば、基幹専攻会議において選考分野を社会的意思決定分野へと変更するような決定をするはずがなかったことは明らかである。

(イ) 憲法23条が保障する学問の自由の内容の一である学問研究の自由は、単に国家権力が学問的活動とその成果について弾圧又は禁止等をすることが許されないことのみを意味するのではなく、学問的活動を実質的に保障する観点から、研究教育機関において学間に従事する研究者の職務上の独立及びその身分の保証とともに、教育行政の場面における不当な干渉から学問的研究を保護するものとして、研究教育機関における学問研究の自主性・独立性の要請に基づく「大学の自治」の確保が求められることになる。「大学の自治」の内容の一として、大学における講座や学科目の設置・廃止や組織編制の決定も含まれるところ、大学の自治は、外部の国家権力の干渉からの保護のみならず、研究者の学問の自由が、研究者が所属する大学の設置者や外的管理権者の干渉からも守られることをも意味するというべきである。

本件選考における分野変更に伴う分野の廃止・新設の決定が、前記の「大学における講座や学科目の設置・廃止や組織編制の決定」に含まれることは明らかであるところ、前記の違法な手続は、当時国際協力学専攻の専攻長の地位にあった國島教授の独断により行われたものであって、これにより確保されるべき原告の学問の自由が侵害された。



(ウ) したがって、新領域創成科学研究科の基本理念に悖る重大な手続違背のある本件選考における分野変更は、前記のような学融合を追求する原告の研究ないし学問の自由を侵害するものであることは明らかである。

ウ 被告の保護義務違反

被告は、前記イ(イ)の学問の自由を実質的に保障するため、大学の自治が損なわれたり、大学における研究者の学問の自由が侵害されたりすることのないよう万全の措置を講ずる必要があるのであり、大学の教員として雇用した研究者が大学において学問研究するに当たり、当該研究者の学問の自由を侵害から保護するよう配慮すべき信義則上の義務を負うと解すべきである。

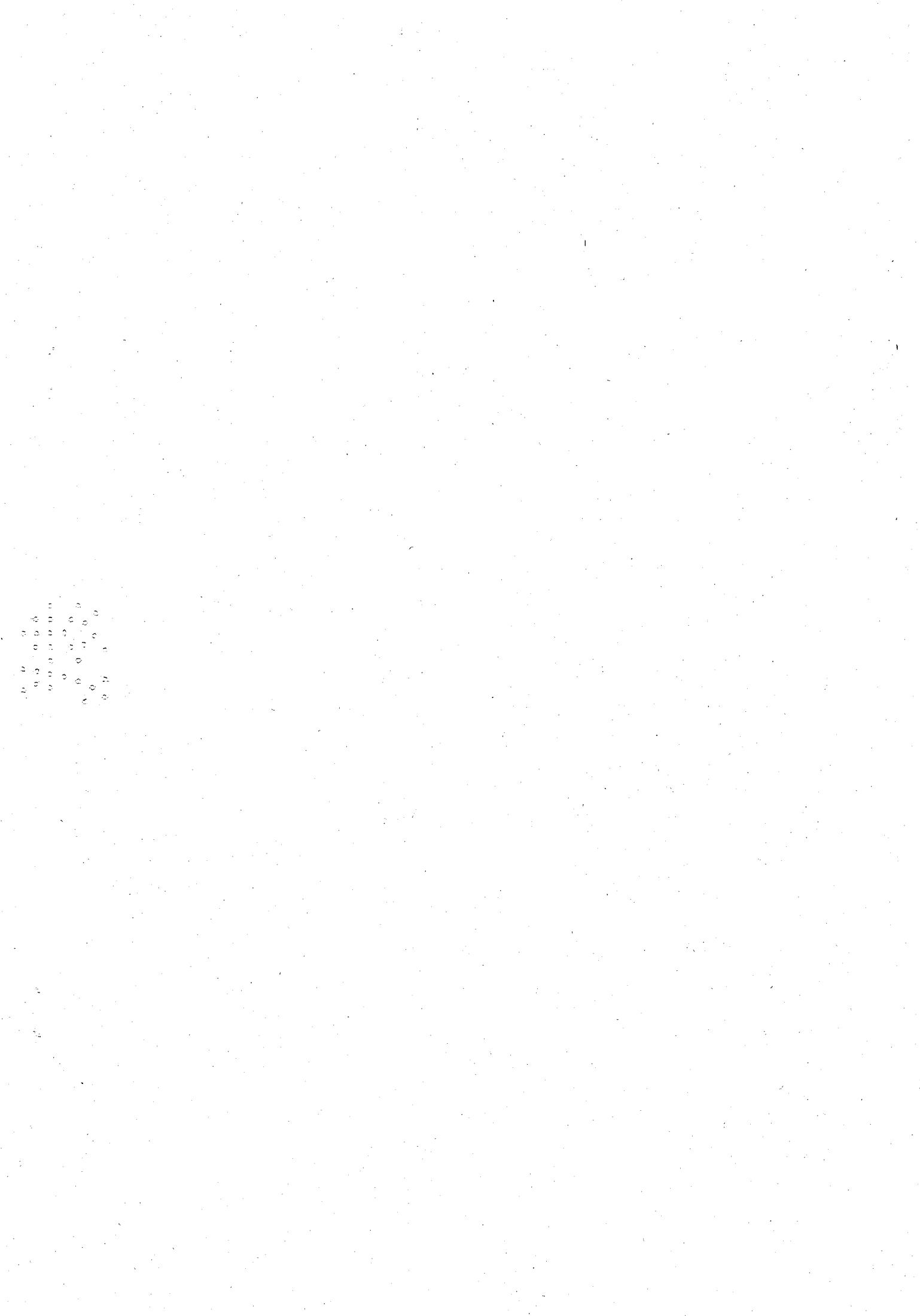
したがって、教員の選考を行う分野の変更（廃止）を含め、大学の講座や学科目の設置・廃止、組織編制の運営体制に欠陥があり、その決定過程において教員の学問の自由が侵害される可能性が存在する場合には、被告は、その侵害の可能性を除去すべき信義則上の義務を負う。

本件選考における分野変更においては、専攻における発議に至るまでの手続及び学術経営委員会内部の組織である分野選定委員会の審議・決定において重大な欠陥があり、その結果原告の学問（学融合の研究）の自由が侵害される可能性が存在したのであるから、被告はこの侵害の可能性を除去すべき義務があった。しかるに、被告の研究系長や学術経営委員会は適正な監督を行はず、専攻長であった國島教授の独断専行を見過ごしたのであり、学問の自由保護義務違反の責任を免れない。

(被告の主張)

ア 本件選考に係る手続が違法なものであったとする原告の主張は、否認し争う。

教員選考内規によれば、新領域創成科学研究科における教員選考においては、まず選考を行う分野及びポストについて各専攻が発議し、学術経営委員会においてこれを審議して決定した上で具体的な教員の選考に入ること、本



件選考に関しては、平成17年7月6日の学術経営委員会で分野選定委員会が設置され、同月14日の分野選定委員会で一旦発議（国際政策協調学分野の教授ポスト）どおり承認され、当該分野及びポストにより選考を行うことが決定されていたことは認めるが、その後専攻の教授会（教授懇談会）で上記選考について改めて検討され、順次その方針が決定されていった結果、遅くとも平成21年11月までには制度設計講座の「国際政策協調学分野」を「社会的意思決定分野」に変更して選考を行うことが教授懇談会の構成員の共通認識とされたのであり、これを受け改めて専攻から分野変更が発議がされ、同月25日の学術経営委員会で改めて本件分野選定委員会が設置され、進められたものであり、これらの事実は、本件前訴に係る各判決においても認定されている。本件前訴においては、第1、2審を通じて、上記の事実を含め、本件両人事の背景事情、実際に行われた具体的な手続、当該手続に対する原告の関与等を詳細に認定した上で、学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかった点の手続上の違法をいう原告らの主張は採用できないとしているのであって、原告の主張に理由がないことは明らかである。

イ 原告は、原告の学問研究の自由が侵害された旨主張するが、否認し、争う。本件両人事の前後を通じ、原告が他の研究者と自由に意見交換をして、自らが取り組む学問を探求することができる点について変わりはなく、本件両人事によって原告の学問の自由（研究・発表・教授の自由）は何ら制限されていない。

「分野」は、教員選考内規に定めがあるにとどまり、分野の選定は、要するにどのような教育研究のどのポスト（教授、准教授等）について教員選考を行うか（当該人事で選考の対象とする人材の教育研究分野）を具体的な人選に先立って選定するというにとどまる。また、本件両人事後も、国際政策協調学分野の准教授ポストには準教授があり、本件両人事によって「分野」

$$\begin{array}{cccccc} & \alpha & \alpha & \beta & \beta & \gamma \\ & \alpha & \alpha & \alpha & \alpha & \alpha \\ \alpha & \alpha & \alpha & \beta & \beta & \alpha \\ & \alpha & \alpha & \alpha & \alpha & \alpha \\ & \alpha & \alpha & \alpha & \alpha & \alpha \\ & \alpha & \alpha & \alpha & \alpha & \alpha \end{array}$$

が「廃止」されたことにならないのは明らかである。

しかも、原告は、教授懇談会の構成員の一人であり、本件選考に係る教授懇談会における議論に参画している上、平成21年11月25日の分野選定委員会にも出席していた（分野選定委員会は委員全員出席の場合にのみ開催されるものであり、原告は本件前訴においてこれが開催されたこと、自ら委員としてこれに出席したが特段の発言はしなかつたことを自認していた。）。

したがって、自らの学問の自由が侵害されたとする原告の主張が失当であることは明らかである。

ウ 原告の保護義務に係る主張は争う。

原告は、国際政策協調学分野の研究者と同一の研究施設で日常的に顔を合わせ、意見交換できる環境を被告が原告のために整備すべき義務を負うとするが如きであるが、このような内容が原告の学問の自由の内容として法的に保障されているとは到底考えられない。

(3) 損害

(原告の主張)

慰謝料 1円

原告は、平成21年から平成22年にかけて実施された国際協力学専攻における教授選考において、その分野が社会的・意思決定分野へと変更された結果、前記(2)(原告の主張)イのとおり、原告の学問の自由が侵害され、具体的には、自らが目指していた「学融合」に重大な支障をきたしたものであって、これに伴う精神的苦痛を慰謝するには1000万円は下らない。

(被告の主張)

否認し争う。原告の学問の自由は何ら侵害されていない。

第3 争点に対する判断

1. 本案前の主張について

被告は、本訴が本件前訴の蒸返しであり、訴訟上の信義則に反するものである

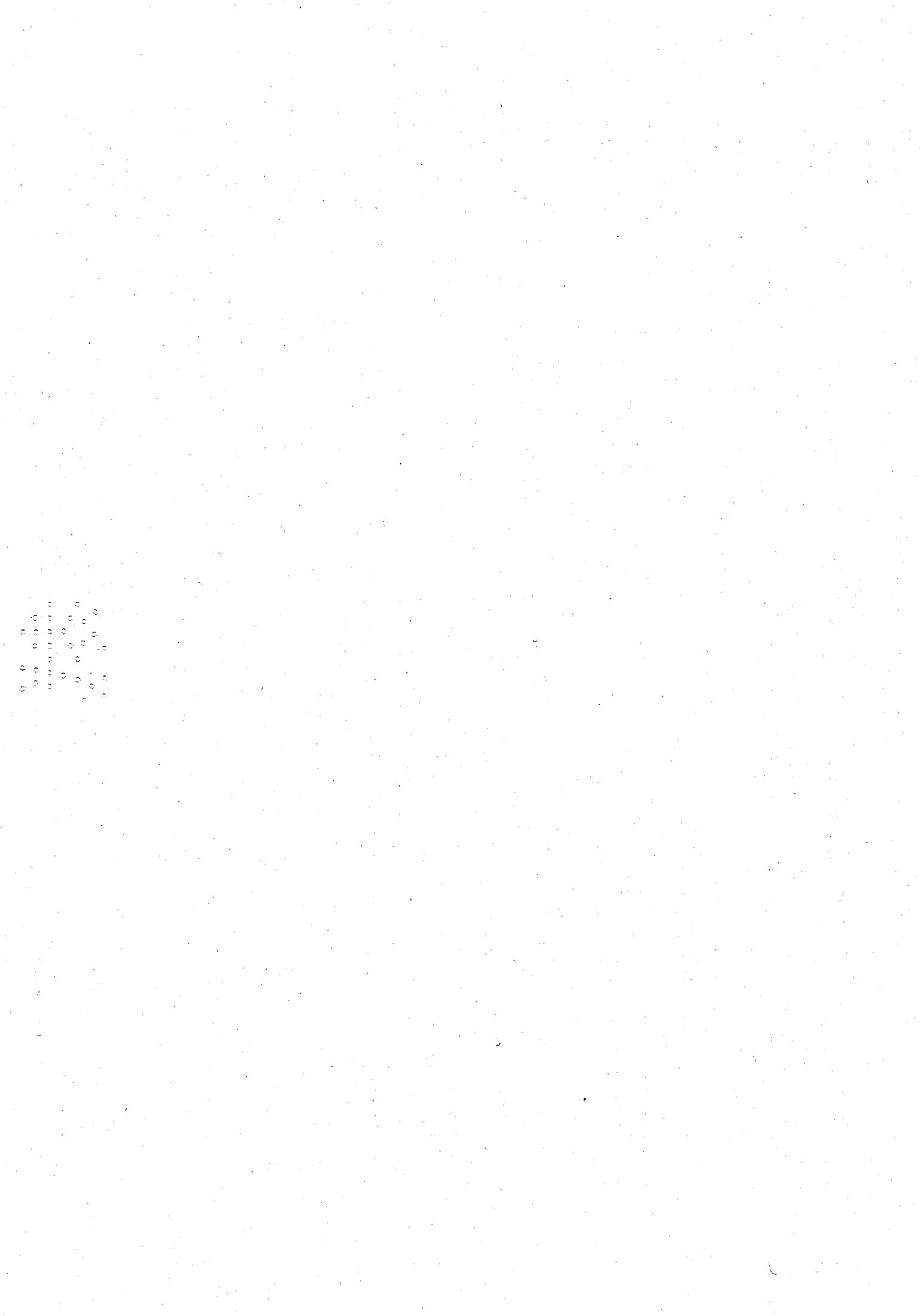
0 0 0
0 0 0
0 0 0
0 0 0
0 0 0
0 0 0
0 0 0
0 0 0

か、濫訴として却下されるべきである旨主張する。

本訴は、本件選考における選考分野の変更について、その手続的違法（学術経営委員会において一旦選考する分野及びポストを国政政策協調学分野の教授ポストと定めながら、合理的理由なくこれを中止し、専攻内規の定める基幹専攻会議の審議・決定に基づく発議を経ずに、また改めて分野選定委員会の審議を行うことなくこれを変更したこと）が原告の学問の自由を侵害するものであるところ、被告はその侵害から保護するよう配慮すべき信義則上の義務を怠り、これにより原告が目指していた「学融合」に重大な支障をきたし、原告の学問の自由が侵害されたものであるとして慰謝料の支払（一部請求）を求めるものである。

これに対し、本件前訴は、本件両人事に関し、その手続的及び実体的な違法を主張し、原告が被告及び國島教授らを被告として、違法な本件両人事を是正し、適正な選考手続（公募）の実現のために活動したことによって本業である研究教育業務に従事する権利を侵害されたとして損害賠償を求めたものであり、本訴と本件前訴とでは、その訴訟物を異にし、審理すべき争点の範囲等も異なるものであるから、本訴が本件前訴の蒸返しであり、訴訟上の信義則に反するものとまで直ちに断することはできない。したがって、この点に係る被告の本案前の主張は理由がない。

ただし、本件前訴が、本件両人事の帰趣に密接な利害関係を有する湊准教授と相原告として、本件両人事の手続的・実体的違法を主張してその有効性を争ったものであることからすれば、本訴において原告が主張するような重大な手続的違法が存在したのであれば、本件前訴においても当然に問題とされるはずのものであり、その実質において主要な争点を共通にするものであることは明らかである。そして、前記前提事実記載の本件前訴第一審判決、同控訴審判決の内容に照らせば、本件前訴において、実際にも、本訴で原告が主張する分野変更の経過及び手続的瑕疵が争点となり、実質的な認定判断がされ、上告及び上告受理申立てまで経て確定していることが明らかであり、その認定判断の内容を含む本件前訴の帰



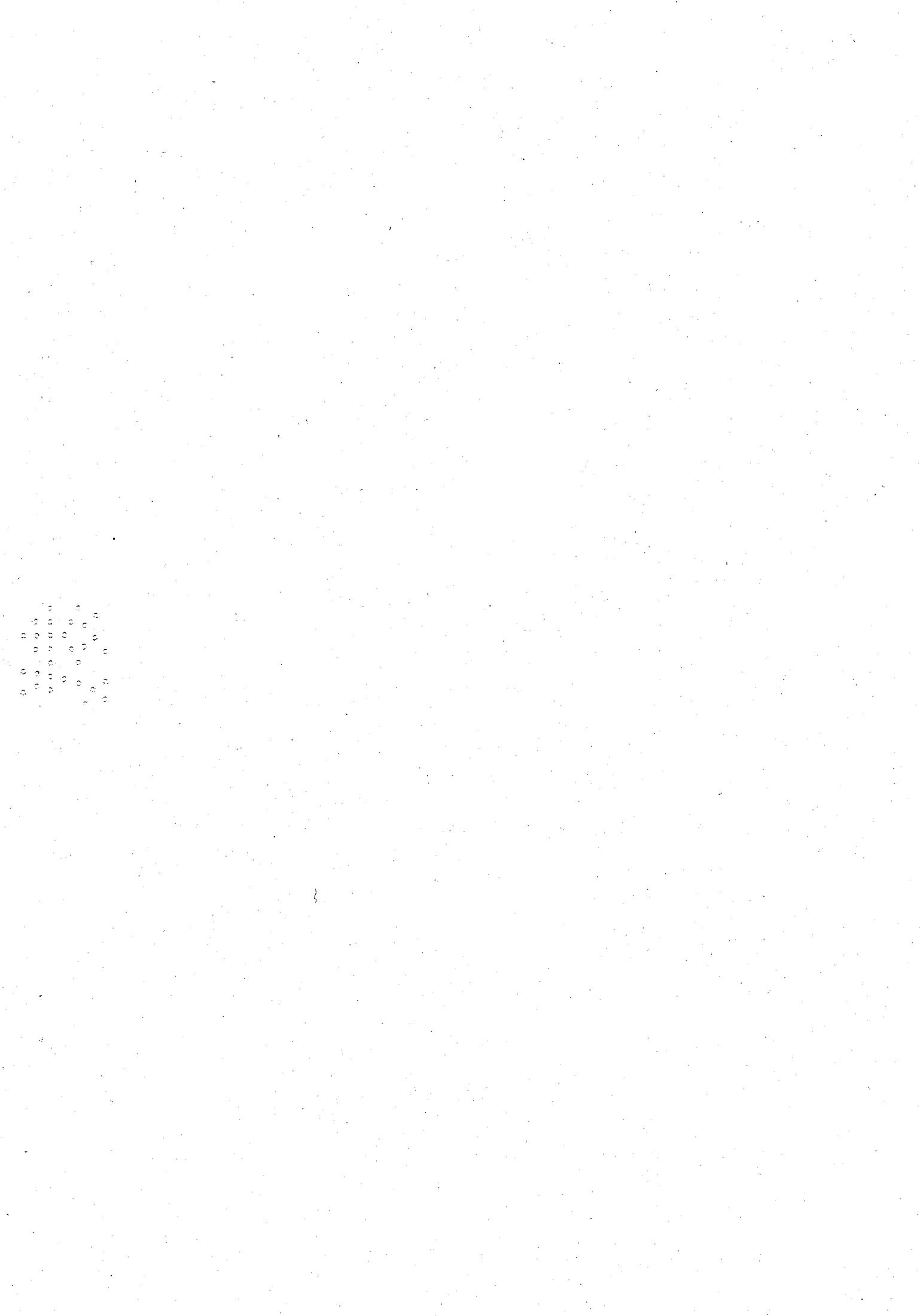
趣は、本訴においても十分斟酌されるべきことは当然である。

2 学問の自由に関する被告の保護義務違反の有無について

(1) 本件選考における分野変更の手続の違法性の有無

ア(ア) 本件選考の経過の概要は、前記前提事実(3)記載のとおりであり、平成17年に一旦分野選定委員会の審議を経て、学術経営委員会において選考を行う分野及びポストを国際政策協調学分野の教授ポストと定め、選考委員会が設置されて公募が実施されるに至っていたこと、しかし適切な候補者を得ることができず、結局同ポストは平成21年3月まで空席であったところ、同年5月13日の学術経営委員会で、開発協力講座（開発技術政策学分野）の教授退任に伴う教授ポストの分野選定委員会設置案が上程されるとともに、国際政策協調学分野の教授ポストに係る選考委員会設置案が上程され承認されたこと、しかるに同年11月25日の学術経営委員会において本件分野選定委員会の設置が決定されたこと、そして同年12月9日の学術経営委員会では、同年11月25日の本件分野選定委員会の審議結果（選考する分野を新たに「社会的意思決定分野」の教授ポストとすること）を踏まえて次の学術経営委員会で再審議することとし、同年12月24日の学術経営委員会で再審議の結果分野変更が承認され、本件選考委員会の設置が決定されたこと、これに基づき公募が行われ、最終的に堀田准教授に係る本件人事が実施されたことが認められる。

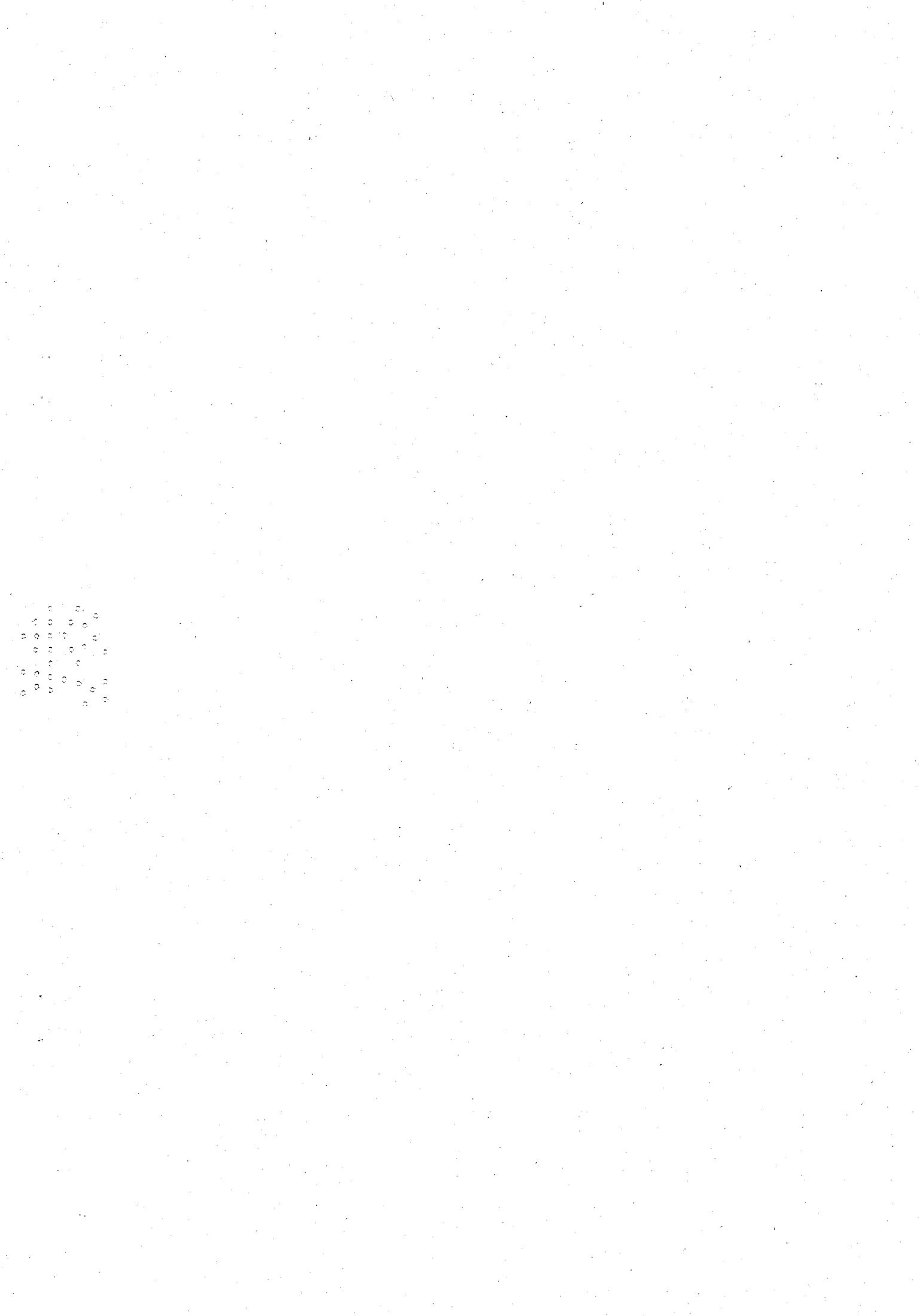
イ) 教授ポストの選考手続は、概要前記前提事実(2)エ及びオ記載のとおりであり、教員選考内規上、具体的な人選に先立って、専攻の発議に基づき、学術経営委員会において分野選定委員会を設置して選考を行う分野及びポストの選定を先行することとされ、分野選定に関する学術経営委員会申合せに注記されたところによれば、この「分野及びポスト」の変更が生じる場合は、基本的には再度専攻の発議からやり直すことが想定されていることが認められる。また、専攻における発議の具体的な手続については内



規上明確な定めはないものの、環境学研究系組織運営内規22条の定め（前記前提事実(2)イ）からすれば、専攻として発議する分野及びポストの決定に当たっては、教授、准教授及び専任講師の出席する基幹専攻会議でこれを審議・決定するのが最も忠実な取扱いであったといえ、本件選考に係る前記(ア)の手続は、分野及びポストの変更に際し、改めて基幹専攻会議の審議・決定に基づく発議を経ていない点でこれとは齟齬する部分があることが認められる。

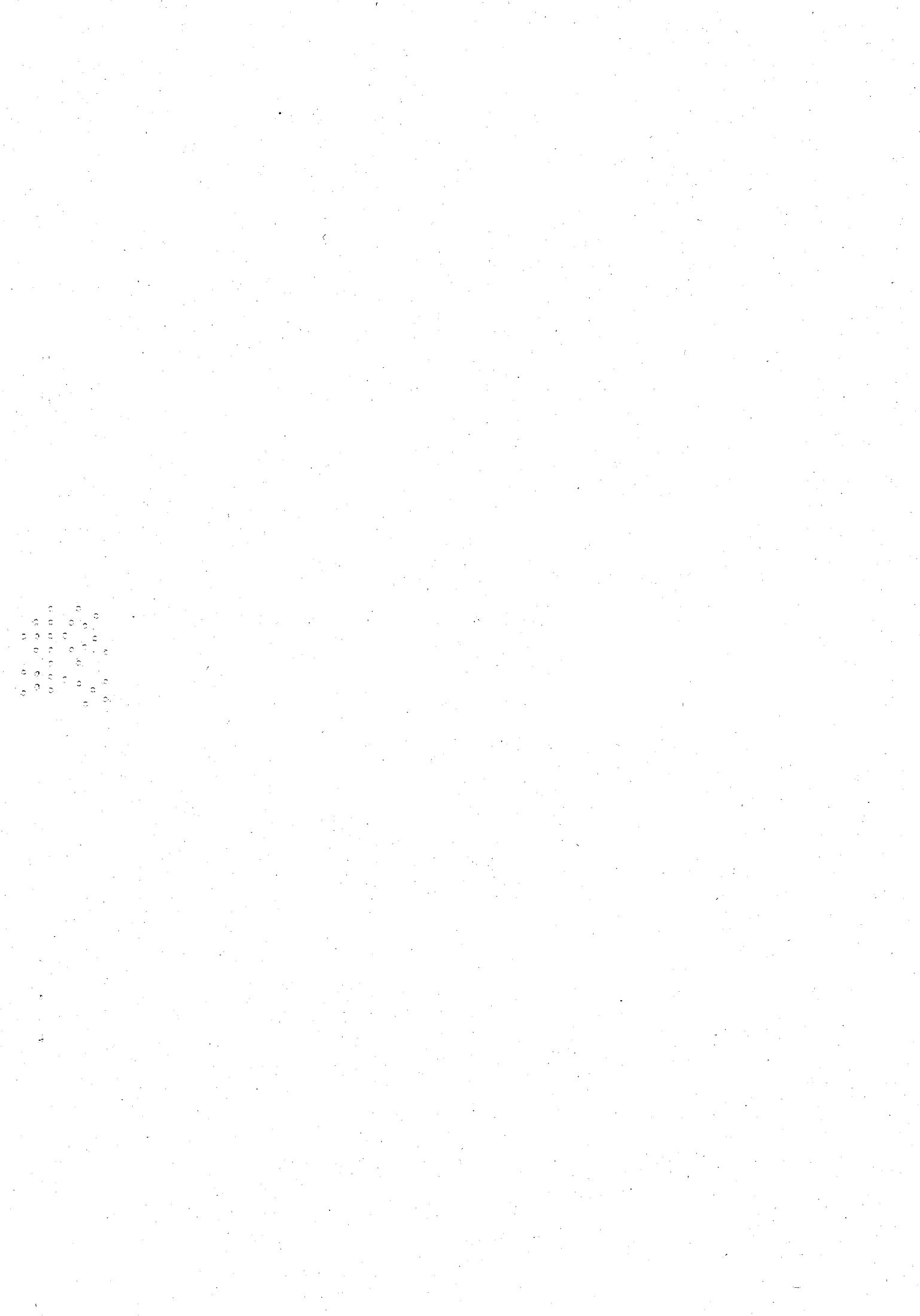
イ 原告は、上記について、①学術経営委員会において一旦選考する分野及びポストを国政政策協調学分野の教授ポストと定めながら、合理的理由なくこれを中止し、②専攻内規の定める基幹専攻会議の審議・決定に基づく発議を経ずに、③また改めて分野選定委員会の審議を行うことなく選考を行う分野を変更した点で重大な手続的違法があり、これが原告の学問の自由を侵害する違法なものである旨主張する。

しかしながら、上記原告の主張は、以下のとおり採用することができない。
(ア) ここにいう「分野」は、被告の内規上、あくまで具体的な教員の選考に際して、選考の対象とする人材の教育研究分野をどこに設定するかという意味において問題となるにとどまるものであり、本件の人事、すなわち国際政策協調学分野から社会的意志決定分野に選考の分野が変更された上で実施された本件選考については、手続的にも実体的にも違法なものであったとはいえないことが、本件前訴の判断において既に確定している。分野変更の段取りに何らかの瑕疵があるとして、それが分野変更に係る選考(人事)それ自体の効力の問題として問題とされ得ることは当然としても、「分野」変更の手続的瑕疵それ自体が独立して問題とされるべき性質のものであるか否か自体、そもそも疑問の余地があるが、いずれにせよ、仮に原告が主張するように原告の学問の自由の侵害に当たるような重大な手続的瑕疵が存在したというのであれば、それは当然に本件選考それ自体の



手続的違法として本件前訴において問題とされ、審理判断されて然るべきである（逆に本件前訴において主張され、争点とされていないのであれば、それはかえって当該瑕疵の重大性自体を疑わしめるものと言わざるを得ない。）。実際、前記前提事実(4)記載の本件前訴における審理経過及び判断内容等からすれば、前記②に係る主張及び審理が尽くされた上で上記結論に至っていることが認められ、本件全証拠に照らしてみても、この点に係る判断を左右するに足りるような事情は見当たらない。

- (イ) 原告の前記②の主張の趣旨は、要するに、分野変更も含め、分野及びポストの発議に当たっては、国際協力学専攻の教授のみならず学会の将来を担うべき准教授や専任講師も含めた議論を経る必要があることを指摘するものと解されるが、本件前訴においても指摘されているとおり、本件両人事が、国際協力学専攻の2つの教授ポストをめぐって同専攻に在籍する3名の准教授が争う構図が強く予測されるものであって、その決定に准教授及びその影響を受けやすいと考えられる専任講師を関与させることは適切とは言えない事情があることから、教授のみで決定することについては合理的な理由が認められるというべきであり、そのことは、本訴において提出された分野選定に関する本件学術経営委員会申し合わせ（甲50の2）で分野選定委員会の構成員が教授に限られ、関連資料においてその理由として「ポストの決定」（教授、助教授、講師の決定）を行うことになる点が指摘されていることに照らせば、一層明らかである。そして、そうであるとすれば、基幹専攻会議の教授メンバーが参加する教授懇談会の意思に基づくものとして発議がされたとしても、その実質において異なるところはないし、本件では少なくとも平成22年3月11日に開催された基幹専攻会議において、この点も含め、国際協力学専攻に所属する教授及び准教授8人全員の参加の下で、従前進めてきた選考手順に従って本件選考を進めることができると承認されている以上、この点に係る手続上の瑕疵は治癒され



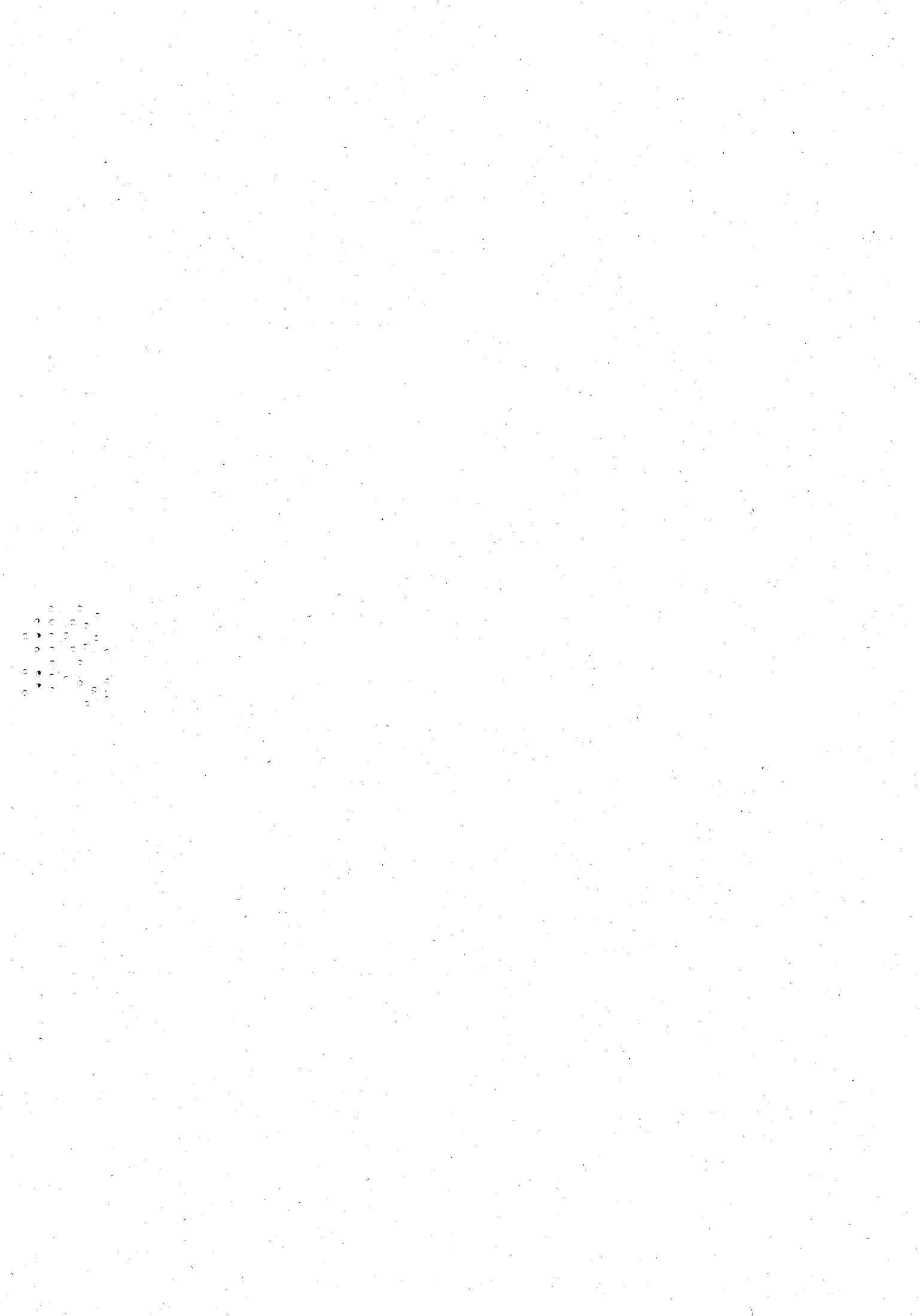
たものと解することができる。

なお、原告は、本訴においても、本件選考における分野変更について教授懇談会においても何ら議論されていない旨主張する。しかしながら、本訴において、原告は、本件選考における分野変更の発議に先立つ平成21年11月11日の選考委員会において、専攻長の國島教授から、社会的意思決定分野の教授ポストについて選考を行いたい旨の説明があったことは自認しており（甲1、63、原告本人）、原告が国際協力学専攻における教授ポストの数に制約がある点は熟知していたことからすれば、これを国際政策協調学分野の教授ポストとは別に新たな選考を行う趣旨と理解した旨の弁解は到底信用し難いことからすれば、専攻長の國島教授は、本件の分野変更に消極的な意向である可能性が強い原告を含め、関係する教授（教授懇談会のメンバー）にはあらかじめ分野変更についての説明を行い、了承を得ていたものと推認するのが合理的である。

(ウ) 原告が主張する前記①の点は、結局のところ前記②と表裏の問題であつて、前記②について上記のとおりの判断である以上、前記①の点をもって本件選考における分野変更を違法と評価する余地はないというべきである。

(エ) 前記③の点については、証拠（乙12）によれば、本件前訴（本人尋問）において、原告自身、平成21年11月25日に行われた分野選定会議に出席していたことを明確に自認し、これが同日の学術経営委員会の前に開催されたと記憶していることやそこでの審議の内容等（選考の分野が変更されたことについての原告の認識やその時点における考えに係る内容を含む。）について具体的に供述していることからしても、これを同月11日の選考委員会と勘違いしたとする本訴における供述等（甲63、原告本人尋問の結果等）は到底信用することができない。

(オ) さらに、原告は、原告の主張する上記手続的違法により、原告の学問の

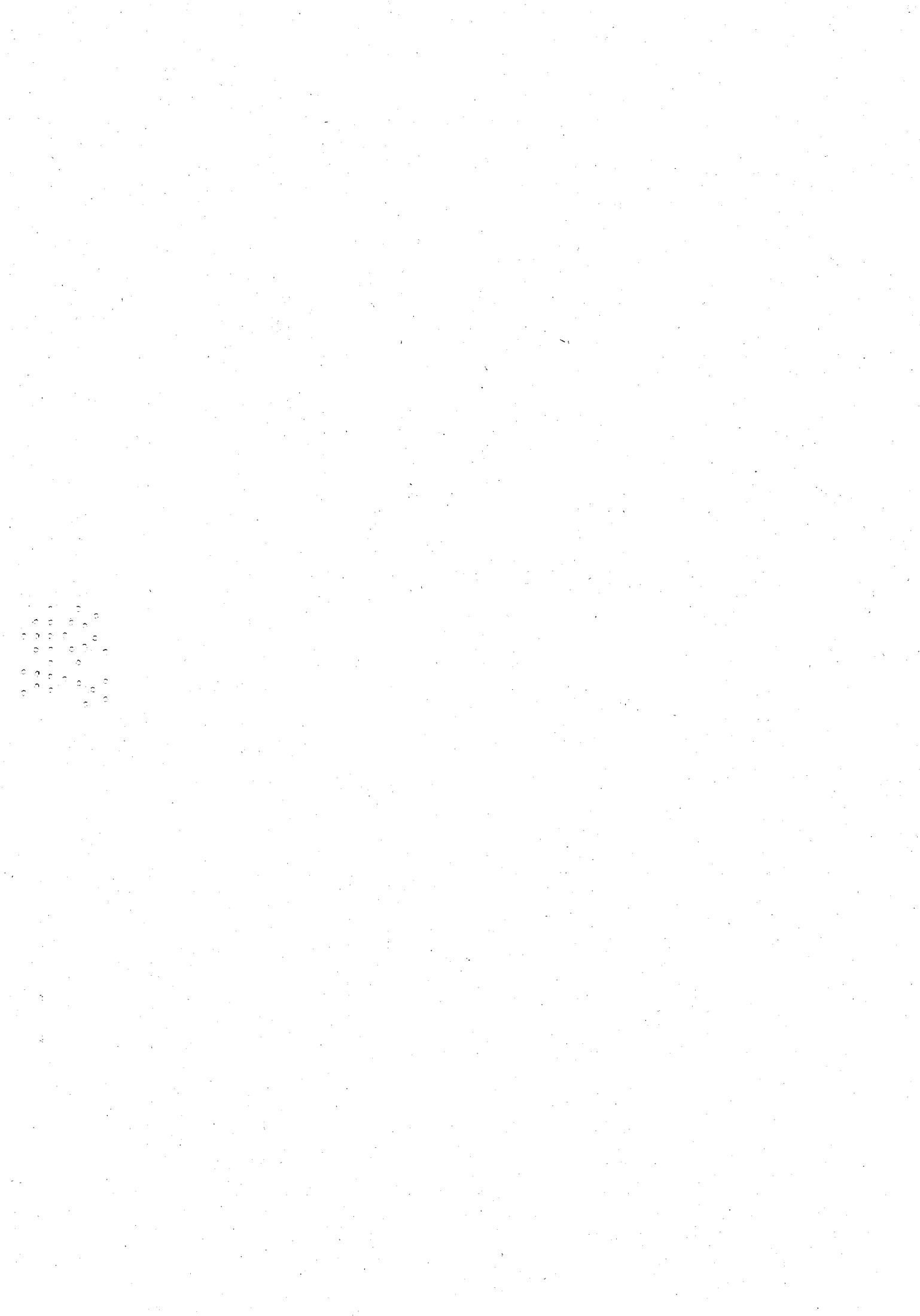


自由が侵害された旨を主張するのであるが、上記①ないし③によりいかなる意味においてこれが侵害されることになるのかは、本件全証拠に照らしても結局判然とせず、これを認めるに足りないと言うべきである。このことは、以下の事実に照らせば、一層明らかというべきである。

5 すなわち、本件人事後も依然として国際政策協調学分野の准教授ポストには准教授がおり、本件人事によって「分野」が「廃止」されたことになるわけではないことは明らかであるし、客観的には、本件人事以前においても、平成17年以降国際政策協調学分野の教授ポストは適任者を得ることができず長く空席となっていたのであり、本件人事前に原告が実際に行っていた学問的研究に具体的な支障を生じることになるわけでもない。

10 15 また、前記認定事実を総合すれば、原告は、教授懇談会の構成員の一人として、本件選考に係る教授懇談会における議論に実質的に参画していたと認められるばかりでなく、本件分野変更の発議に先立って開かれた平成21年11月11日の選考委員会に出席し、そこで専攻長である國島教授から社会的意意思決定分野で教授ポストの選考をしたい旨の説明を受けながら何らの発言もしなかつたこと、さらには、同年11月25日の分野選定会議にも出席し、その審議に加わっていたものと認めるべきことも前記認定のとおりである。

20 さらに、原告は、本件選考における分野変更が、専攻長の立場にあった國島教授の独断により行われたものであり、これが「研究者が所属する大学の設置者や外的管理者の干渉」に当たり、これにより原告の学問の自由が侵害された旨主張するものと解されるが、そもそも分野変更が國島教授の独断により行われたものとは認められないことは、既に判示のとおりである。またそもそも前記前提事実(2)及び(3)記載のとおりの本件大学院の組織及び意思決定機構、教員選考の方法に従すれば、本件大学院新領域創成科学研究院内組織及び運営は、基本的に所属の教授会の議に基づく自治



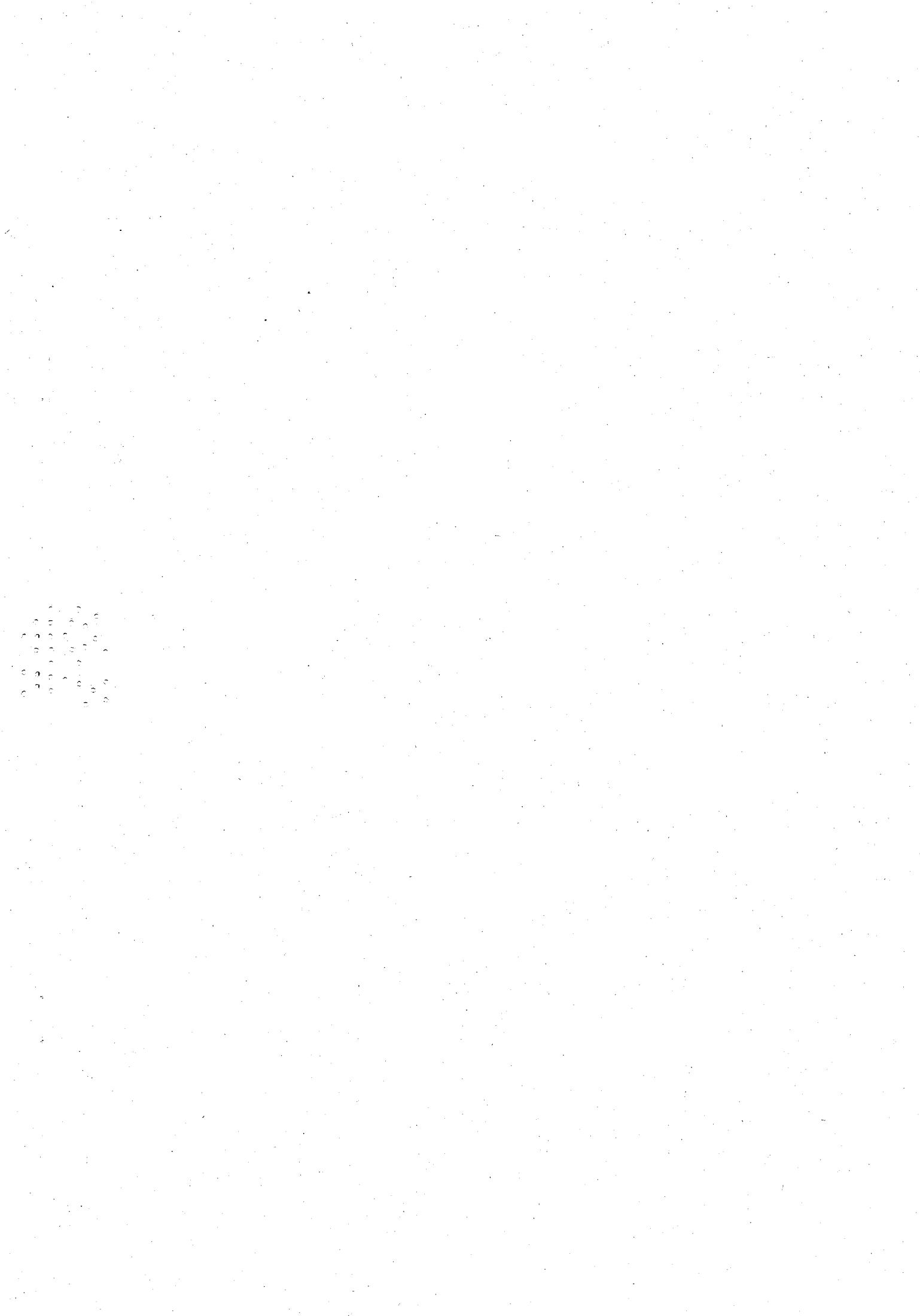
により行われるものであり、専攻長も専攻の教授の中から基幹専攻会議において選出されるポストであり、「大学の設置者や外的管理者」に当たるものとも言い難い。

原告が国際協力学専攻において実現しようとしていた研究構想において、本件選考の分野及びポストの選定が重要な意味を有していたこと自体は否定しないし、また前記ア(イ)のとおり、選考の分野及びポストについての審議・決定が、具体的な選考手続とは切り離して先行することとされ、その端緒を専攻の発議とし、分野及びポストを変更する場合にも改めて専攻における発議からやり直すことが想定されていることからしても、いかなる研究教育分野の人材を教員として得ることができるかが、当該専攻における学問研究の在り方全体に大きな意味を持ち得ること自体は想像に難くない。しかし、本件選考は、国際政策協調学分野の教授ポストに適任者を得ることが現実的に難しく、空席のまま長く推移する中で、選考分野及びポストを再検討せざるを得ない現実的な必要に迫られた中で行われたものであって、その経過自体は原告もこれを十分認識していたものと認めるのが相当であるし、仮に本件選考について原告の主張するような一定の手続的瑕疵が存在するとしても、これによって学問の自由が侵害されることになるとの原告の主張は実質的に見ても到底認めがたいと言わざるを得ない。

(2) 以上の次第で、本件選考における分野変更に違法があるとする原告の主張は採用することができない。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。



裁判長裁判官

手嶋力士



裁判官

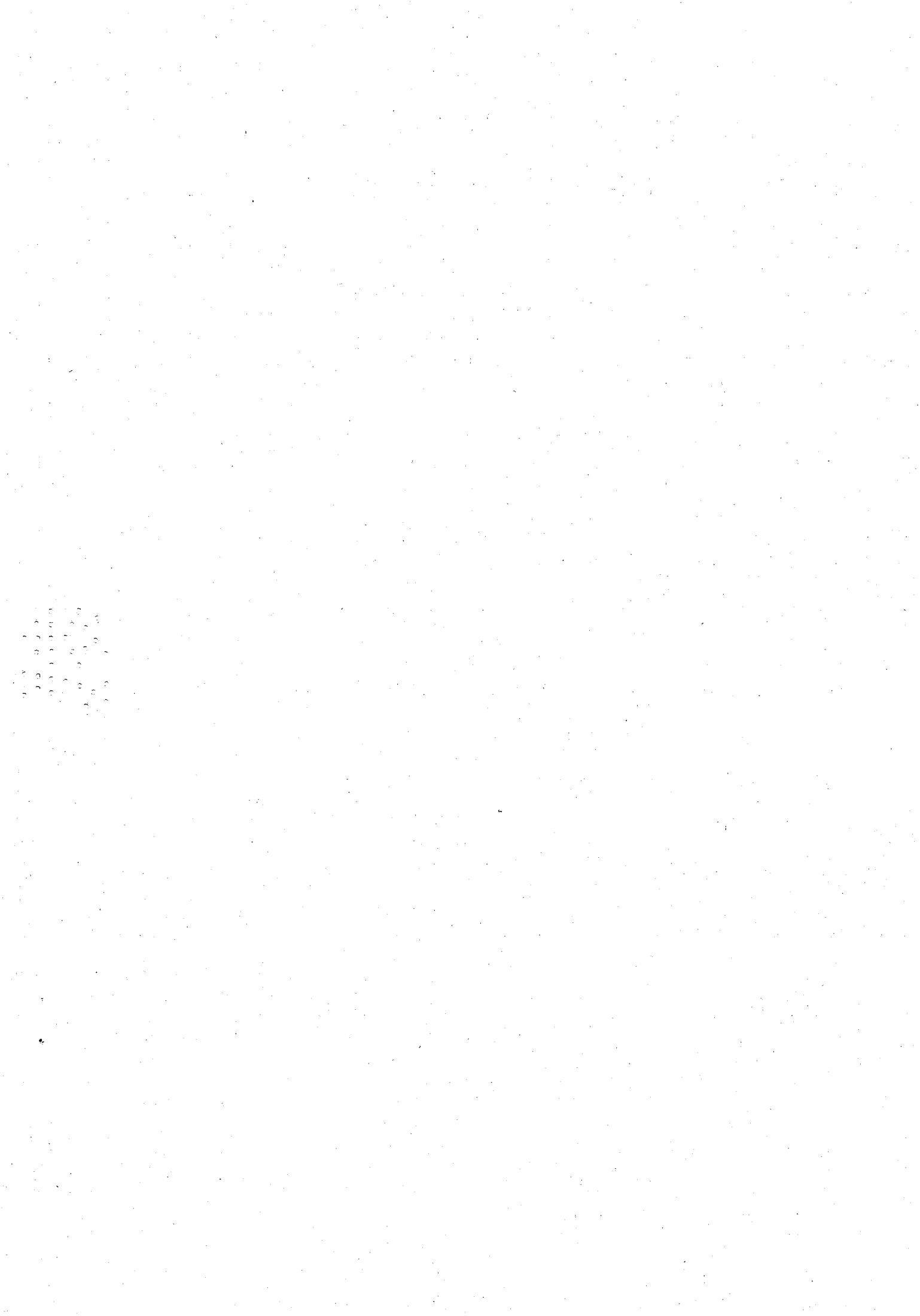
渡辺 諭



裁判官

中丸 隆之





(別紙)

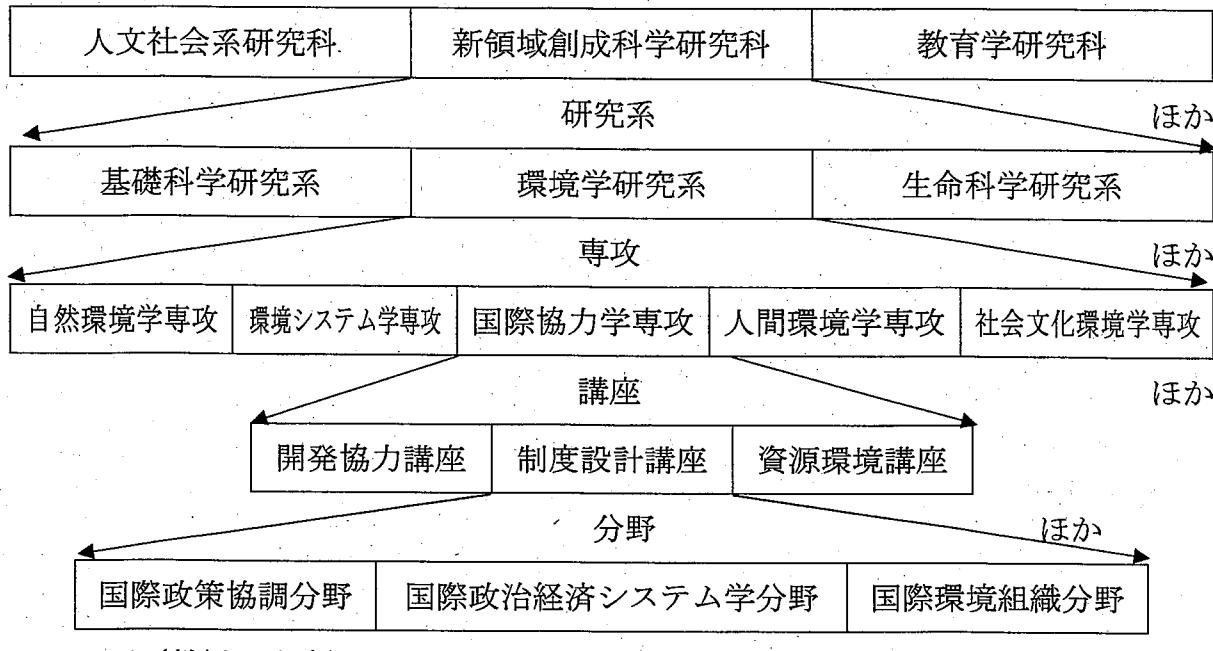
被告大学院組織概要（平成21年当時）

国立大学法人東京大学

東京大学

↓大学院研究科

5

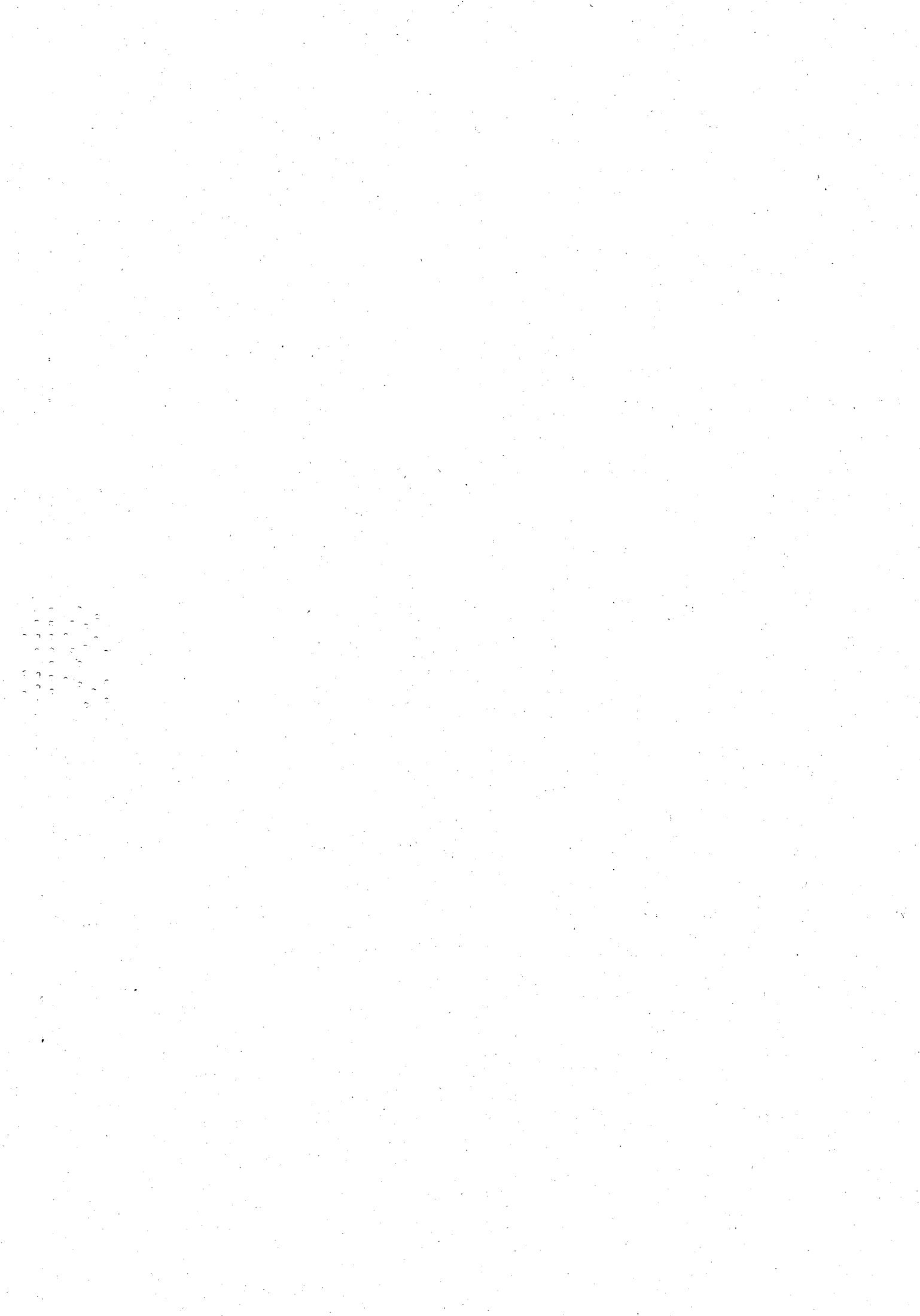


10

(教授 空席)

(教授 原告)

(教授 空席)



これは正本である。

平成30年3月29日

東京地方裁判所民事第14部

裁判所書記官 大門孝



